

日本西洋史学会第51回大会

部会別自由論題報告要旨

2001年5月12・13日

東京都立大学

公開講演

I 平田 隆一 (東北学院大学)

「古代ローマにおける命令権と拒否権 — “imperium” — の成立過程を中心に」

II 北原 敦 (帝京大学)

「イタリアにおける統一国家の形成」

帝国主義と

工業化 1415 ~ 1974

P・オプライエン著／秋田 茂・玉木俊明訳
●イギリスとヨーロッパからの視点 経済史的
手法から帝国主義を分析する。三六〇〇円

帝国主義と資本の輸出

中村雅秀著 ●バクス・ブリタニカの盛衰とア
ジア 列強の資本輸出とアジアとの連動性を
歴史貫通的にアプローチする。三八〇〇円

イギリス人の帝国

竹内幸雄著 ●商業、金融そして博愛 健全な
帝国主義はあり得るのか? 世紀転換期のイ
ギリス帝国史を描く。三三〇〇円

大英帝国と帝国意識

木畑洋一編著 ●支配の深層を探る 大英帝国
の社会的・文化的側面を、帝国意識を軸とし
ながら多面的に分析する。三五〇〇円

イギリス労働史研究

ホブズボーム著／鈴木幹久・永井義雄訳
歴史分析をおとした総合的連関から立体的に
イギリス労働者階級を描きだす。五五〇〇円

中世ドイツ

バムベルク司教領の研究

名城邦夫 ●貨幣経済と地代 膨大な台
帳の詳細な分析・研究。六五〇〇円

ドイツ近世の社会と教会

永田諒一 ●宗教改革と信仰派対立の時
代 新しい視角による研究。五〇〇〇円

近代ドイツの人口と経済

桜井健吾 ●1800~1914年 産
業化時代のドイツ人口史。三六〇〇円

国際比較

近代ドイツの市民

ユルゲン・コッカ編著／望田幸男監訳
●心性・文化・政治 五五〇〇円

紀律と啓蒙

フリードリヒ大王の思想体系と統治シ
ステムの構造を説明する。三六〇〇円

ローレンツ・シュタイン研究

森田 勉著 ●憲法憲政論・国家社会
学説・法哲学 五五〇〇円

中世イタリア

都市国家成立史研究

佐藤眞典著 「都市の国」イタリアの
地域社会の形成・確立。六三二一円

工業化とアメリカ社会

W・リクト著／森 果訳 ●建国から成
熟への一世紀 三六〇〇円

① 移民

山田史郎ほか著 送出
国、受容国の両面から
捉える。三六〇〇円

② 家族

若尾祐司編著 地域条
件と歴史的背景から家
族を把握。三八〇〇円

③ 教会

今関恒夫ほか著 キリ
スト教の果たした役割
を説明。四二〇〇円

④ エリート教育

橋本伸也ほか著 英、仏、独、露に
おけるエリート教育の制度構造と社
会的機能の変化を描く。三八〇〇円

歴史の文体

鈴木利章訳 ギボン、ランケ、マコー
レー、ブルクハルトら歴史家の歴史叙
述の文体分析から「歴史とは何か」に
せまる歴史II歴史家論。三五〇〇円

近代ヨーロッパの探究



ミネルヴァ書房

〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1/価格税別
☎ 075-581-0296 <http://www.minervashobo.co.jp/>

古代ローマにおける命令権と拒否権 — “imperium” の成立過程を中心に—

平田隆一

共和制ローマの国制における最も顕著な特徴として、二人のコンスルが包括的・絶対的な国家権力“imperium”をそれぞれ分掌せずに1年任期で保持したこと、他方この国家権力の行使に対して護民官が拒否権（intercessio）を発動し、それを合法的に阻止できたことが挙げられる。“imperium”はもともと「命令（権）、支配、権力」を意味したが、前2世紀以降ローマが属州支配を拡大するにつれ、その「命令権の及ぶ範囲、支配圏」をも表す用語となった。従って、通例「ローマ帝国」と訳される“Imperium Romanum”は、本来的には「ローマ支配圏」という意味であり、まだ皇帝のいない共和制時代にも用いられた。そして元首政期には、元首はコンスル命令権（imperium consulare）とプロコンスル大命令権（imperium proconsulare maius）、さらに拒否権を含む護民官権限（tribunicia potestas）を併せ持って、事実上《皇帝》の地位に就いた（従ってこの時点で“Imperium Romanum”は名実ともに「ローマ帝国」を表した）のである。一方、当初国家権力に対する平民の抵抗権として革命的な性格を有していた護民官権限は、皇帝もこの権限を取得するに至ってその革命的な性格を喪失したが、皇帝権力の不可欠の一部として存続した。このようにローマ史を通じて本質的な役割を演じた命令権ないし imperium と、拒否権ないし護民官権限は、何時、何故、如何なる歴史的状況の中で生み出されたのだろうか。

この点に関する伝承は、ごく大雑把に骨子だけを示せば、次のようになる。一建国の祖ロムルスは imperium をもってローマを支配した。その後の王たちは lex curiata de imperio 「インペリウムに関するクリア法」によって即位を認定されたが、6代目の王セルウィウス・トゥリウスは初めて「クリア法」なしで王座に就いた。最後の王タルクイニウス・スペルプスが追放された後、直ちに2名のコンスルが選ばれ（前509年）、両者とも1年任期で丸ごとインペリウムを保持した（duo imperia）。しかしパトリキーのみがコンスル職に就任して生殺与奪のインペリウムを行使することに反対して、平民はローマ市からの「離反」を敢行した（いわゆる身分闘争の開始）。そのためパトリキーは、コンスルの命令を拒否して平民を救援する神聖不可侵の護民官職の設置を平民に認め（前493年）、さらにトリプス民会で護民官を選出することに同意した（前471年）。

以上の伝承の内容と年代を巡って、これを（ほぼ）全面的に史実と認定する立場からその大部分について信憑性を否認する立場まで、様々の学説が提示されてきた。例えば、前期王政に関する伝承全体を後世の捏造と見なす説、共和制の開始年代を伝承のそれより数十年も下げる説、二人コンスル政の成立を前366年に、護民官職の創設年代を前471年に設定する説、前5世紀には身分闘争はなかったと主張する説等々である。王権と共和制期インペリウムとの関係については、王政期全般における王権

と共和制期のインペリウムは同じであると思なす説、その両者は原理的に別物であると措定する説、王政の前期と後期では王権の性格が異なり、後期の王権がインペリウムとして共和制最高政務官に引き継がれたと論ずる説が対立している。近年有力な第三説によれば、前期王政では王権は穏健であり宗教的な性格を有したが、後期王政ではエトルスキ人—タルクイニウス王朝あるいはエトルリアの別々の都市出身の征服王者がローマを支配し、このエトルスキ王権は強力で絶対的あるいはオリエンタリシヤ的・専制的であり、従ってかかる王権を継承した共和制期のインペリウムはエトルスキに起源があった、と論定される。

以上のような諸説に対して、報告者は特定の理論や定義に則って史料を解釈するのではなく、碑銘文史料と考古学史料から得られた確実な知見に基づき、伝承の少なくとも中核部分は史実を伝えていると考える。この前提に立って、各王の王政の構造、即位の仕方、王権の性格について文献史料を点検すれば、その表現にかなりの相違が認められ、また各王政をローマ都市国家の形成・確立過程の中で捉えれば、前期王政と後期王政ではその構造に違いがあること、しかも後期王政における3人の王の即位の仕方や王権の性格にも違いがあることが確認できる。そこでまず各王の即位方法と王権の具体的内容を王政の歴史的展開の中で検討し、インペリウムの成立・展開過程とその本質を解明し、次にローマ後期王権とエトルスキ王権およびコンスルのインペリウムとの間に如何なる関連ないし差異があったのかを考察し、最後に拒否権を含む護民官権限の成立事情を明らかにしようと思う。

イタリアにおける統一国家の形成

北原 敦

イタリアでは1859-60年の諸事件を経て統一国家が形成され、イタリア王国が成立する。統一国家の形成に導いた諸事件は大きく四つの局面に分けて考えることができる。

第一の局面は、59年4-7月の対オーストリア独立戦争。戦争は、サルデーニャ王国首相カヴールとナポレオン三世のプロンピエールの密約に基づき、サルデーニャ王国がフランス軍の支援を得てオーストリア支配下のロンバルド=ヴェネト王国を解放し、新たに北イタリア王国を編成する構想で始まった。だが、フランスとオーストリアの休戦協定によって、サルデーニャ王国はロンバルディーアを併合するだけで終わる。この局面ではイタリア統一は構想されておらず、北イタリア地域を対象とした外交的性格の濃い事件であった。また、サルデーニャ王国の諸制度をロンバルディーアに導入した併合方式は、これ以降の諸地域併合のモデルとなった。

第二の局面は、中部イタリアにおける臨時政権の樹立。対オーストリア独立戦争の時期に、トスカナ大公国、パルマ公国、モーデナ公国、教会国家領ボローニャで反乱が生じて臨時政府が形成され、それぞれサルデーニャ王国への編入を求めた。中部イタリアにおいては政治的アソシエーションの「国民協会」が重要な役割を演じ、60年3月に住民投票を実施してサルデーニャ王国への編入を決めた。「イエス」「ノー」を問う住民投票方式は選択肢の提示がなされないという難点があったがイタリア内部の意思を表明するものとして、外交政策への依存からある程度脱する効果をもった。

第三の局面は、シチリアの民衆反乱とガリバルディの率いる赤シャツ千人隊のシチリア遠征。シチリアの反乱は、両シチリア王国のブルボン朝に対する独自の性格のものであったが、60年5月、反乱支援のために北イタリアからシチリアに遠征した志願兵らはイタリア統一の目標をもち、ローマまで進む意図を有していた。民衆反乱と遠征隊はブルボン政権に対する闘争では一致したが、それぞれの異なった目標は両者の関係を困難にした。一方、シチリアの指導層の間では、年来の要求であるナポリからの分離の実現に期待が強まったが、遠征隊の主力をなす民主派とカヴールが代表する穏健派の間での政治的・社会的な主導権争いがシチリアとナポリを舞台に繰り広げられ、諸関係の重層化した状況が生まれる。ガリバルディの遠征隊は60年9月にナポリを征服するが、北イタリアからの後続隊とシチリア・南イタリアでの参加者を加えて数万人の規模に達していた。

第四の局面は、サルデーニャ王国軍の南下と統一国家の成立。ガリバルディが独裁権を樹立したシチリア・南イタリアにおいて、イタリア統一のあり方を討議するための議会開設のプラン(民主派)とサルデーニャ王国への即時編入のための住民投票のプラン(穏健派)が競い合ったが、後者のプランが勝利する。60年10月に住民投票

が実施され、シチリアと南イタリアはサルデーニャ王国に併合された。この間、ガリバルディのローマへの進軍を阻止するため、国王ヴィットーリオ・エマヌエーレ二世を総司令官とするサルデーニャ王国軍が教会国家領に侵入してナポリに到着し、ガリバルディに代わって支配権を掌握した。11月に教会国家領のマルケとウンブリア両地方で住民投票が実施され、サルデーニャ王国への編入を決めた。

以上のような経過で、60年11月までにサルデーニャ王国が、ヴェネトとラツィオを除く諸地域を併合する方式でイタリアの統一をもたらした。61年1月、イタリア全土に拡大したサルデーニャ王国の議会選挙が行われ、新議会はサルデーニャ国王ヴィットーリオ・エマヌエーレ二世をイタリア国王に推挙し、イタリア王国が成立した。

イタリアの統一国家は1859-60年の諸事件を経て、誰もが予測しなかった形態で成立したが、カヴールを始めほとんどの政治家・思想家は、新国家は中央集権的でなく、諸地域の伝統的な制度・慣行を尊重する地域自治的な体制とすべきことを考えていた。しかし、実際に選択されたのは中央集権的な制度であった。この選択に関して、研究史は南イタリアの政治的社会的秩序をめぐる問題、とりわけ折から発生したブリガンタッジョ(農民大反乱)への対応という動機を重視してきた。この動機は確かに重要であるが、中央集権制の選択といわれる問題をもう少し別の角度から考えて見ることも可能かもしれない。

部会別自由論題報告

5月13日(日)

古代史部会 (13:30~17:15) 教養棟110番教室

1. 川崎 康司 (早稲田大学) 前二千年紀前半のアッシリア人社会における女性の経済活動と権利
司会 中田 一郎 (中央大学)
2. 伊東 七美男 (武蔵大学) デモステネスの海軍法をめぐる二、三の問題
司会 篠崎 三男 (東海大学)
3. 安井 萌 (岩手大学) 共和制ローマにおける親族関係と政治
司会 石川 勝二 (椋山女学園大)
4. 松原 俊文 (早稲田大学) Quellenkritikの問題 -ポセイドニオスの場合-
司会 小林 雅夫 (早稲田大学)
5. 豊田 浩志 (上智大学) 『ペルペトゥア殉教者行伝』をめぐる一考察
-「兄弟・姉妹」の意味するもの-
司会 後藤 篤子 (法政大学)

中世史部会 I 教養棟120番教室

午前の部 (9:30~12:30)

1. 田中 真理 (筑波大学) 中世アイルランド聖人伝の叙述に見る女性聖人の聖性
司会 盛 節子 (文京女子短大)
2. 小澤 実 (東京大学) クヌートによる「北海帝国」地方統治と世俗有力者
司会 鶴島 博和 (熊本大学)
3. 北島 寛之 (中央大学) 聖ウルスラ崇拜とケルンのコミュニケーション
司会 小倉 欣一 (早稲田大学)
4. 南 春菜子 (東京大学) 中世フランスにおける病を癒す王 -慈善活動との関わりから-
司会 渡辺 節夫 (青山学院大学)

午後の部 (13:30~17:15)

5. 藤井 真生 (京都大学) 中世チェコにおける世俗領主と修道院
司会 薩摩 秀登 (明治大学)
6. 唐沢 晃一 (早稲田大学) スヴェドックとミロスニク -中世ボスニアとセルビアにおける君主文書の比較-
司会 井上 浩一 (大阪市立大学)

7. 三石 大助 (都立大学) 中世後期ヴェネツィアにおけるスクオーラ・グランデと都市政府 —サン・ジョヴァンニ・エヴァンジェリスタの事例から—
司会 齋藤 寛海 (信州大学)
8. 柏倉 知秀 (立正大学) 15世紀末リューベックのバルト海商業
司会 斯波 照雄 (中央大学)
9. 新井 由紀夫 (お茶の水女子大学) 15世紀のジェントリの手紙は、あいさつ部分がなぜ長いのか?
司会 井内 太郎 (広島大学)

中世史部会 II (9:30~12:30) 教養棟 110 番教室

1. 安達 かおり 9世紀のアンダルスとフランク王国の間の交通について —コルドバの聖遺物の移葬記をきっかけとして—
司会 森 義信 (大妻女子大学)
2. 須田 明博 (東北学院大学) 13世紀アラゴン連合王国によるバレンシア地方の征服とムデハル —特に都市ハティバを対象として—
司会 関 哲行 (流通経済大学)
3. 草生 久嗣 (東京大学) ビザンツ12世紀の異端問題認識について —エウティミオス・ジガベノスの異端学より—
司会 和田 廣 (筑波大学)
4. 橋川 裕之 (京都大学) リヨン教会合同とビザンツの修道制
司会 井上 浩一 (大阪市立大学)

近世史部会 I (13:30~17:15) 教養棟 310 番教室

1. 皆川 卓 (日本学術振興会) 「神が結びつけたもうた者たちを人が分かつことはできない」 —シュヴァーベン同盟(1488-1534)における地域政治とソーシャルモビリティ—
司会 山本 文彦 (北海道大学)
2. 高津 秀之 (早稲田大学) 近世初期ケルンの参事会と仲間団体「ガッフェル」 —ヘルマン・ワインスベルクの『回想録』を史料として—
司会 魚住 昌良 (国際基督教大学)
3. 望月 秀人 (名古屋大学) 宗教改革期ドイツ都市の移民集団における長老会の活動について —16世紀後半ヴェーゼル市の事例—
司会 永田 諒一 (岡山大学)

4. 早坂 泰行 (名古屋大学) 近世バイエルンにおける奇蹟信仰と巡礼 —宗派对立期の民俗的宗教慣行の諸相—
司会 小野 善彦 (東北大学)
5. 伊藤 宏二 (東北学院大学) 帝国等族としてのスウェーデン国王 —ヴェストファーレン条約における義務規定の分析を通じて—
司会 神寶 秀夫 (九州大学)

近世史部会 II (13:30~16:30) 教養棟 320 番教室

1. 宮崎 理枝 (京都大学) 1630年イタリア・ボローニャにおける都市環境と住民行動
司会 大黒 俊二 (大阪市立大学)
2. 橋本 順光 (東京大学) 17世紀末における新旧論争と中国像の変容 —テンブル・ウォットン論争を中心に—
司会 川島 昭夫 (京都大学)
3. 甲山 三詠 (筑波大学) アナール学派第3世代における問題意識の転換
司会 宮崎 揚弘 (慶應義塾大学)
4. 林田 伸一 (成城大学) 近世フランスの都市行政と王権
司会 高澤 紀恵 (国際基督教大学)
5. 真鍋 周三 (神戸商科大学) 18世紀アントペルにおけるトゥパック・カタリの反乱の展開序論 —トゥパック・アマルの反乱と比較して—
司会 青木 芳夫 (奈良大学)

近代史部会 I 教養棟 230 番教室

午前の部 (9:30~12:30)

1. 弓削 尚子 (早稲田大学) ドイツ啓蒙期における世界像 —ゲッティンゲンの知的ミリュウから—
司会 坂 昌樹 (桃山学院大学)
2. 園屋 心和 (京都大学) ナポレオンとラインプント
司会 坂井栄八郎 (聖心女子大学)
3. 川口 智江 (専修大学) ウィーン体制下におけるヘッセンの反体制運動 —G. ビューヒナーとF.L. ヴァイディヒを中心に—
司会 伊藤 定良 (青山学院大学)
4. 辻 英史 (東京大学) 市民社会と名誉職行政 —帝政期ドイツの都市救貧制度—
司会 松本 彰 (新潟大学)

午後の部 (13:30~17:15)

5. 小原 淳 (早稲田大学) 19世紀中葉におけるトゥルネン結社の理念と活動
—ドイツ・トゥルネン運動の社会的意味に関する一考察—
司会 下田 淳 (宇都宮大学)
6. 鈴木 楠緒子 (名古屋大学) オイレンブルク使節団と東アジアとの邂逅 —「ドイツ」国民国家の所在をめぐって—
司会 末川 清 (愛知学院大学)
7. 西山 暁義 (日本学術振興会) 国民統合・観光・地域文化 —ドイツ帝政期のアルザスと「ヴォージュ・クラブ」(1871-1914年)—
司会 原 聖 (女子美術大学)
8. 佐藤 真一 (国立音楽大学) 若きランケ —歴史家への道—
司会 望田 幸男 (同志社大学)
9. 犬飼 裕一 (早稲田大学・中京大学) マックス・ウェーバーと20世紀歴史科学
司会者 向井 守 (九州産業大学)

近代史部会 II 教養棟 210 番教室

午前の部 (9:30~12:30)

1. 本橋 弘毅 (東北大学) 独立革命期フィラデルフィアにおける急進派 —反英運動の形成とその展開に関する一考察—
司会 金井光太郎 (東京外国語大学)
2. 賈 曉明 (専修大学) イギリス対仏参戦 (1793年) の主要因についての再検討
司会 遅塚 忠躬 (日本大学)
3. 伊藤 栄晃 (関東学園大学) ナポレオン戦争期英国の所得税資料をめぐる研究の近年の動向と展望
司会 湯沢 威 (学習院大学)
4. 栃木 淑子 (筑波大学) アメリカ連邦憲法批准とジョン・マーシャル (1755-1835)
司会 明石 紀雄 (筑波大学)

午後の部 (13:30~16:30)

5. 香西 秀樹 (東京大学) 19世紀前半ロシアにおける知識人の歴史認識の変容とアイデンティティの基盤
司会 加藤 史朗 (愛知県立大学)
6. 中澤 達哉 (早稲田大学) 近代スロヴァキア国民形成理論における民族自然権原理
司会 小沢 弘明 (千葉大学)

7. 久保 洋一 (京都大学) ヴィクトリア期イギリスにおけるアヘン認識の変遷
—医学と宗教の視点から—
司会 見市 雅俊 (中央大学)
8. 馬淵 彰 (日本大学) イギリス労働運動と教会 —19世紀後半における農業労働者の組合活動を中心に—
司会 澤田 昭夫 (東京純心女子大学)

現代史部会 I (9:30~12:30) 教養棟 310 番教室

1. 前川 一郎 (創価大学) 南アフリカ連邦形成と「植民地帝国主義」 —帝国・植民地・先住民—
司会 旦 祐介 (東海大学)
2. 水野 祥子 (大阪大学) イギリス帝国における環境保護主義の成立 —植民地インドの森林保護政策を通して—
司会 川島 昭夫 (京都大学)
3. 穂鷹 知美 (学習院大学) 近代ドイツにおける都市の緑地の展開 —世紀転換期のライプツィヒを中心に—
司会 山本 秀行 (お茶の水女子大学)
4. 兼子 歩 (北海道大学) 女性の権利を支持する男性たち —世紀転換期グリニッジ・ヴィレッジの知識人たちを例に—
司会 大辻 千恵子 (都留文科大学)

現代史部会 II (9:30~12:30) 教養棟 320 番教室

1. 清水 聡 (明治大学) ドイツ民主共和国と「社会主義のなかの教会」
司会 星乃 治彦 (熊本県立大学)
2. 土屋 和代 (東京大学) 「貧困との戦い」の後退とその背景
—市長による介入と「暴徒支援」という神話—
司会 庄司 啓一 (城西大学)
3. 吉岡 潤 (京都大学) ポーランドにおける共産党一党体制の成立
—「人民民主主義」期の評価をめぐって—
司会 佐原 徹哉 (東京都立大学)
4. 細谷 典子 (一橋大学) アメリカ南部白人リベラルの活動と旧体制の動揺
司会 樋口 映美 (共立女子大学)

古代史部会

報告者

1. 川崎康司 (早稲田大学)
2. 伊東七美男 (武蔵大学)
3. 安井萌 (岩手大学)
4. 松原俊文 (早稲田大学)
5. 豊田浩志 (上智大学)

1. 前二千年紀前半のアッシリア人社会における女性の経済活動と権利

川崎康司

前二千年紀初頭のバビロニア人社会は父系社会であり、この中で女性の財産権（所有権および運用権）や単独の経済活動（商取引や耕地経営者）は制限を受けていたことが「ハンムラビ法典」などの史料に窺い知ることができる。既婚女性は嫁ぐ際に実家から持たされた持参財の所有権を名目上保持していたが、実際の運用権は夫や息子に帰属していたと考えられる。事実、古バビロニア期の遺産証書は男性の兄弟間でのみ財産の分割が行われた。また、これまでに知られている私的な経済文書でも女性が商取引の当事者として登場するケースはほとんど見受けられない。この点で唯一例外的存在と言えるのがシッパルのシャマシュ神殿及びバビロンのマルドゥク神に仕えた女神官層たちであり、バビロニア北部でのみ特徴的に検証できる彼女たちの存在は一部の商人層とともにハンムラビ時代以降の私的経済活動を象徴するものと理解されている。

他方、ハンムラビ時代に先駆けて（古アッシリア期：前20-18世紀）、独立した都市国家として繁栄したアッシリア人社会でも、グバブトゥム（バビロニアのウグバブトゥム）と呼ばれる女神官層が経済活動を行っていたことを示す資料が存在する。実際、アッシュルの交易商人たちが残した書簡や交易記録（通商キュルテペ文書）にはこれら女神官を含む数多くの女性が登場し、その一部は投資者や商品の供給者としてまさに交易活動の一翼を担っていた観がある。また、ある商人の遺産相続に関連する記録によれば、娘が他の兄弟と同額の財産分与を受けている。これはバビロニアから発見される財産目録に、基本的に女性相続人が認められない事実と対照的である。

本発表では、グバブトゥム女神官を含む個人をアーカイブをいくつか取り上げて当時の女性像を例示しながら、アッシリア人女性の経済活動と権利の実態の一面を、また、バビロニア社会との比較などによりその歴史的意味を明らかにしてみたいと考える。

2. デモステネスの海軍法をめぐる二、三の問題

伊東七美男

前340年にマケドニアとの戦争を再開したアテナイでは、その後まもなくデモステネスが海軍活動の効率化をはかるために海軍の制度改革を行った。この改革で、従来トリエラルキア（三段橈船装奉仕義務）に関わっていた1200人の富裕者は最も富裕な者300人に削減され、合わせて彼らの経済的負担は各自の財産額に応じたものとされたが、それ以上の詳細については不明である。このうち経済的負担に関しては諸家の見解は一致しているが、奉仕義務者数の削減についてはこれを否定する見解もある。最近ではガブリエルセンが海軍碑文（I GII² 1632）を中心的な根拠として、1200人という負担義務者の数に変更はなく、ただ負担の不公平が是正されたにすぎないという見解を提起している。そこで本報告の第一の課題はこのガブリエルセン説を検討し、デモステネスの改革が従来の義務者数を大幅に削減する抜本的なものであったのかどうか（抜本的なものであったとすればそれだけ最富裕者の負担は重いものとなった）を考察する。結論としては文献史料は全体として300人への削減を強く示唆し、海軍碑文（I GII² 1632）も義務者数が従来どおり1200人であったことを証明するものではない。従って、デモステネスの改革はアテナイの最富裕者300人に相当重い負担を課すものであった。彼らは当然ながらこれに反発し、おそらく前338年以降の30年代のある時期にデモステネスの政敵であったアイスキネスに働きかけて海軍法を最富裕者に有利な方向で修正させることに成功した。デモステネスの改革とアイスキネスの修正はいかなる時代状況に対応するものであったのか、この点に関する考察が本報告の第二の課題である。結論として、デモステネスの改革はマケドニアとの戦争勃発という緊迫した状況下でこそ実現できた。すなわち戦争勃発の直接の契機となったマケドニアによるアテナイなどの多数の商船の拿捕という事件の後まもなく、この事件を海軍制度改革の必要を説く好機ととらえたデモステネスが最富裕者たちの抵抗を抑えて改革法を提案し実現させた。しかし、カイロネイアの戦い以後、マケドニアとの戦争が終結したことを受けて最富裕者たちは巻き返しに出、アイスキネスを通じ自分たちに有利な方向での法の修正に成功した。その時期はおそらくアイスキネスによるクテシフォン弾劾の提起（前336年）以前であったと考えられる。

以上の考察を通じて、アテナイ海軍における最富裕者たちの影響力の大きさ、したたかさを垣間見ることができるのではなかろうか。

3. 共和制ローマにおける親族関係と政治

安井萌

80年ほど前Fr・ミュンツァーは、当時最新のプロソポグラフィ研究の知見に拠りつつ、共和制ローマにおける貴族家門と政治党派との深いかかわりを指摘した。以後ミュンツァーの影響下、貴族家門の合従連衡の実態を解明せんとする取り組みが諸研究者によりこぞってなされ、一時期党派研究は隆盛を誇った。しかし1960年代に至り、貴族家門の政治的一体性を過度に強調する理解に対し根本的疑問が寄せられ、この種の研究は一転して下火になった。最近では狭義の「政治史」そのものの退潮傾向とも相俟って、共和制政治における親族関係や「友誼」といった古典的テーマが論ぜられる機会はあまりなくなったように見受けられる。

なるほど、親族関係を政治的共同体と見なすことはもはやできない。もっとも、では共和制ローマにおける親族関係と政治のかかわりをいかに捉えればよいか、という基本的疑問は、なお残されているように思われる。はたして共和制政治にあって親族関係はいかなる役割を果たしていたのか(果たさなかったのか)、あるいは別な問い方をすれば、政治を担う階層にとって親族関係とは家とはいかなる意味を持つものであったのか。本報告では、以上のような問題について、近年の家族史研究の成果なども参照しつつ、一考してみたい。

4. Quellenkritik の問題 — ポセイドニオスの場合

松原俊文

古代史家によって書かれた作品を史料として使おうとする場合、ほぼ常に“引用”の問題に突き当たる。一般に後代の作家が失われた古典作品を典拠を挙げて引用するとき、その引用は失われた作品の「断片」とされる。だが実際には、多くの場合、どこまでを厳密に“引用”として区切るかを判断するのは難しい。更に、古代史家が引用の際にその出典を明記することはむしろ稀である。Quellenkritikとは、そのような“無断借用”された情報の典拠・経路を批判的に探り、その出処となった文献を再構築しようとする試みである。以下、この研究の方法論と問題点を、哲学者ポセイドニオスの『歴史』を例に紹介する。

ポセイドニオスの史書は、プルタルコス等による“引用”の他に、多くの古代史家によって無断借用されたと考えられている。そのような史家の代表がディオドロスである。後者が『歴史』を史料として使ったことは疑いないが、問題は、それをどの程度まで、そしてどのように使ったか、という点である。ここでは、前86年のマリウスの死について、プルタルコス『マリウス伝』中に見られるポセイドニオスからの“引用”と、同じ事件を扱ったディオドロスの記事を一例として比較する。

一方のプルタルコスの記事には、一見様々な出典からの“引用”がモザイクの如く混在している。他方のディオドロスにおいては、出典は示されず、語られる時代的文脈も異なるものの、プルタルコスと非常によく似た記述が見られる。プルタルコスの記述のどの箇所がポセイドニオスの『歴史』に由来するのか、そしてディオドロスは同じポセイドニオスの史書を使ったのか — この二点について、従来様々な見解が出されてきた。古代史家のうちプルタルコスとディオドロスのみに共通する特異な歴史解釈、またその他の状況証拠から、私自身の結論は以下のように導かれる：1) プルタルコスの記述の多くの部分とディオドロスの記述は共通の史料に由来する。2) その史料は、マリウスの死はスラの帰還に対する恐怖によってもたらされた、という点を強調しており、またそれを、彼が実際に死亡した前86年の文脈ではなく、88年の文脈の中で挿話の形で語っていた。3) その史料はポセイドニオスの『歴史』だった。以上がQuellenkritikと呼ばれる研究の一例であるが、更に私は、この結論が議論の絶えぬポセイドニオスの『歴史』

5. 『ペルペトゥア殉教者行伝』をめぐる一考察：「兄弟・姉妹」の意味するもの

豊田浩志

皇帝セプティミウス・セウェルス治下の紀元203年3月7日、副帝ゲタの生誕記念日に、北アフリカのカルタゴの円形闘技場で闘獣刑に処された数名のキリスト教信者・洗礼志願者がいた。その様子を記した殉教伝は西欧中世において簡略な「聖人伝」Acta（2系列）として流布していたが、その原典と目されるラテン語写本『ペルペトゥアとフェリキタスの殉教者行伝』Passio Sanctarum Perpetuae et Felicitatisが17世紀中葉に、またギリシア語訳写本 *Μαρτύριον τῆς αγίας Περπετούας καὶ τῶν σὺν αὐτῇ τελειωθέντων ἐν Ἀφρικῇ* が19世紀末に再発見された。紋切り型のActaと比べ、Passioは生と死の狭間で翻弄された一女性ペルペトゥアの肉声が巧まらずして伝わってくる希有の史料であり、同時に幻視をはじめとする数々の謎に満ちており、それが多くの人々にとって共感と魅惑の対象となり、これまでいろいろな視点から考察が加えられてきた。

報告者は、Passioの叙述内容に即して読み解く手法により、従来説でみられた混乱のいくつかに対して私見を持つに至ったが、本発表では、叙述中の「兄弟」fraterと「姉妹」sororの使用事例に注目することで、本『殉教者行伝』の核心部分に迫ろうとするものである。

1) Ausgewählt, eingeleitet und kommentiert von Hermann J. Dahm, *Lateinische Märtyrerakten und Martyrerbriefe*, 2 Bde., Münster, 1986.

2) Introduction, texte critique, traduction commentaire et index par Jacqueline Amat, *Passion de Perpétue et de Félicité suivi des Actes*, in: Sources Chrétiennes 417, Paris, 1996.

3) Joyce E. Salisbury, *Perpetua's passion: The Death and Memory of a young Roman Woman*, New York & London, 1997.

中世史部会 I

報告者

1. 田中真理 (筑波大学)
2. 小澤 実 (東京大学)
3. 北島寛之 (中央大学)
4. 南春菜子 (東京大学)
5. 藤井真生 (京都大学)
6. 唐沢晃一 (早稲田大学)
7. 三石大助 (東京都立大学)
8. 柏倉知秀 (立正大学)
9. 新井由紀夫 (お茶の水女子大学)

1. 中世アイルランド聖人伝の叙述に見る女性聖人の聖性

田中真理

昨今の「ケルト」に対する関心の高まりを受けて、アイルランド中世史の研究も徐々に進歩しつつある。少ない史料群の中で七世紀以降大量に著された聖人伝は比較的豊富であるが、アイルランドの聖人伝の多くは、半ば形式化された奇蹟の羅列であり、聖人についての伝記的な著作とは程遠い。しかし、聖人伝の奇蹟の型と叙述からは、書き手が意図した聖人像が浮かび上がり、中世人の心性を窺う手がかりとなる。膨大な数に上る聖人伝の中で、女性聖人を対象とした聖女伝はごくわずかであるが、それでも書き手の理想とする「聖女」像を反映していると考えられる。特に、聖パトリック、聖コラムキルと並んでアイルランドの三大守護聖人に数えられる、聖ブリジットについては、その前身はおそらくキリスト教化されたケルトの女神であると示唆され、女神から聖女への変容を遂げた聖女として、興味深い存在である。しかし、それ故に聖ブリジットについては、異教的な側面ばかりが強調され、キリスト教の聖女としての役割が見過ごされがちであった。

聖ブリジットについてはラテン語、アイルランド語で書かれた複数の「聖ブリジット伝」が存在するが、それらはほぼ同時期に執筆されたにもかかわらず、奇蹟の型や叙述内容から浮かび上がってくる聖女像はそれぞれ微妙に異なる。例えば、大陸ではなくアイルランドで書かれた通称Vita Primaと呼ばれるラテン語聖人伝には、徹底した禁欲主義と、身体的な美を墮落として排除する姿勢とが見て取られるが、この傾向は必ずしも他の聖ブリジット伝にも見られるわけではない。何故なら、同時期に大陸で著された韻文ラテン語の聖ブリジット伝には、むしろ聖女の身体的な美が聖女の聖性を高めるものとして叙述されているからである。また、アイルランドの聖女には、ケルト的な地母神の影響が残っていると言われるが、実際には全ての「聖ブリジット伝」が母性を強調しているとはいえず、むしろ政治的統治能力に代表される、他の男性の聖人と同様な「力」を発揮するブリジット像を強調しているものもある。

このようなテキスト間の差違からは、アイルランドにおいては、政治的組織としての性格が強く互いに覇を競っていた修道院それぞれの置かれた地理的、政治的な事情が伺われる。それ故聖女の「聖性」は、単に汎ケルト的な女神のそれでもなく、「中世の聖女」のそれでもなく、むしろ、聖人伝が執筆された修道院というローカルな要因の影響下にあったと考えられる。

2. クヌートによる「北海帝国」地方統治と世俗有力者

小澤 実

11世紀初頭、ヴァイキングの指導者からイングランド・デンマーク・ノルウェーの三王位を兼任し、歴史学上「北海帝国」と呼ばれる支配領域を確立したクヌートの統治方式をめぐる報告である。報告者はかつてクヌートと彼の宮廷に身を寄せる世俗有力者層との関係を分析することで、「北海帝国」は社会的諸条件の異なる諸地域の集積した空間であること、そしてを論じるにあたってはクヌートが王位を獲得した国だけではなくデンマークに境を接するスラブ諸族およびドイツ、イングランドを囲繞するケルト周縁部およびノルマンディといった北海周縁諸権力との関係性を考慮しなければならないことを主張した。

本報告では前回の報告内容を前提とし、「北海帝国」の一構成要素であるイングランド北部ノーザンプリアを対象としながら、クヌートによる地方統治のあり方を分析する。8世紀末以来スカンディナヴィア人の侵入そして定住の繰り返されたノーザンプリアはその後の歴史的過程とも相まって、統一イングランド形成の中核となったイングランド南部を構成するウェセックス、マーシア、イーストアングリアとは異なる地域的特性を醸成してきた。クヌートは彼のイングランド王即位と相前後して、この地の統治代行者として従来の在地有力家系にかえて北海を挟んだ対岸ノルウェー北西部を勢力拠点とするラーデのヤールと通称される有力家系を配置する。

ノルウェー史学の中でもラーデのヤールがノルウェー初期中世政治史の文脈で重要な役割を果たしていたことは指摘されてきたが、11世紀初頭における彼らの歴史上の意義を理解するためにはデンマーク王権との、さらには北海周縁諸権力体との連関の中で、そしてノーザンプリアという地域を取り巻く政治状況の中で彼らの動向を捉え直す必要がある。そのためには『ヘイムスクリングラ』や『ファグルスキナ』等後世になってノルウェー王権側の視点から記述された「国王サガ」のみならず、イングランド等に散在する同時代史料の検討が要求される。

以上のようなプロセスを経て得られたラーデのヤール像とクヌートの関係からは、均質ならざる諸地域の集積を支配するクヌートの統治姿勢を読みとることが可能となるであろう。

3. 聖ウルスラ崇拝とケルンのコミュニオン

北島寛之

1106年、ドイツ国王ハインリヒ5世の侵攻に備えてケルンで市壁の拡張が行なわれた際、今日の聖ウルスラ教会の周辺からウルスラの一団のものと思われる夥しい数の遺骨が発見された。ウルスラとは都市ケルンの守護聖人のことであり、ケルンで殉教を遂げたブリタニア王女ウルスラと一万一千の乙女達の伝説は13世紀に書かれたヤコブス・デ・ウォラギネの『黄金伝説』により広く周知のところであるが、ところでこの出来事を伝える『三人の乙女の移葬記』によれば、乙女達の遺骨が発見された時、ケルンの民衆は拳って発見場所へと押し寄せ、彼女達に迫り来る戦争からの守護を求めたのだという。この出来事はケルンの都市史研究において1106年に生じた一つのエピソードとして取り上げられるにすぎず、これまで殆ど論じられることがなかったのであるが、しかしこの出来事は都市ケルンの発展にとって極めて重要な意味を持つものであったと思われる。殊に、近年の研究においてケルンのコミュニオン(都市共同体)はこの1106年に成立するものとされており、これが現在広く受け入れられつつあることを考えるならば、その重要性は一層強まるものと考えられる。何故なら、戦争という危機的状況の下、聖人の守護を通じて都市の全住民の連帯と結合がこの時大きく促進されたからである。

本報告の課題は、この遺骨発見の出来事をケルンのコミュニオンが成立したとされる1106年の政治状況の中に位置付けて検討することにより、ケルンのコミュニオン形成において聖ウルスラ崇拝が果たした意義を明らかにすることである。従来、ケルンのコミュニオンは自治獲得を目的とする宣誓共同体(Conjuratio)の結成を契機として都市の全住民が統合されることにより成立するものとされ、とりわけ、その前提をなす都市の制度的基礎や指導的市民層の形成といった観点から考察が行われてきた。だが、法的にも経済的にも全く異なる都市の様々な集団や個人がどのようにして共通の帰属意識を持つようになり、また如何にして連帯感と団結心を築いていくのかというメンタリティの領域に深く関わる問題は、これまで多くの研究が行われてきたにもかかわらず未だ十分に答えられていない。この報告でコミュニオン形成における聖人崇拝の意義を明らかにしていくことにより、この問題を解明するための一つの可能性と見通しが提示されるであろう。

4. 中世フランスにおける病を癒す王

— 慈善活動との関わりから —

南春菜子

何世紀にも渡って行われ続けたフランス国王による儀式の一つに、病治癒の儀式がある。王は自らの手で患者に触れ、その患部に十字を記すことで病を治すことができるとされ、そのため、王に治癒されることを求め、たくさんの患者が王のもとを訪ねた。フランス最初の治癒王は、11世紀前半のロベール2世(在位996-1031年)であり、その後、13世紀の半ばルイ9世(在位1226-1270年)の治世のころより、王の治癒に関する記述が医学書や説教、奇跡の書など様々なものの中に記されるようになる。14世紀の始めごろ、当時の政治的状況との関連から、レジストをはじめ王権擁護・強化を企図する者達が積極的に王の治癒力に言及し、王が治癒力を持つことの意味やその力を持つことで体现される徳についてより明確に論じるようになり、王権におけるその価値を揺るぎ無いものとして定着させることに成功したと言えよう。治癒の儀式の研究は、特に1990年代以降、新しい史料の発見に基づく研究がいくつか出されたことで、1924年のマルク・ブロックによる大研究に少しづつではあるが重要な修正が加えられているのが現状である。しかし、いずれの研究においても、王の治癒は、「奇跡」という性質を帯びた奇跡的治癒であるという側面のみが重要視されており、王の治癒行為を、王の一つの活動あるいは王が果たすべき役割として捉える視点は欠けている。

本報告では、11世紀前半から14世紀前半までを対象時期とし、王による治癒を、「奇跡」という性質にのみ還元することなく、王と病人との関わりというより広い枠で捉え直し、王が病人を癒すという行為が、王権による慈善活動の領域に位置するものであることを論じていく。それは、王の治癒行為と王による病人への慈しみに見られる態度、及び、それらの活動に際して王に必要とされる徳の観念に共通の性格が見られることや、治癒の儀式には、ある時期以降、施し物の付与が伴っていたことなどから導かれる。病院の設立や施し物の付与、様々な特権の授与を中心とする、フランス王権の積極的な慈善活動の内実を考察していく中で、王の治癒行為を位置づけていきたい。その際、とりわけ、ライ病患者、ライ施療院が考察の中心となろう。最終的には、王が病人と関わり、病を癒す力を持つことの、王権にとっての意味および社会的役割を明らかにしていく。

5. 中世チェコにおける世俗領主と修道院

藤井 真生

13世紀以降、ドイツでは領邦君主の下に一定の支配領域が構築され、領域内の貴族は次第に領邦議会を形成して君主権力に対抗してゆく。チェコにおいても12世紀半ばより貴族層の再編がおこり、後に特権的身分を形成する貴族層が姿を現し始めた。彼らは13世紀を通じて王権との協力・対抗関係の中で台頭し、14世紀初頭の民族王朝断絶と新王家選出を契機として国政上の権利を確立する。

中世初期においては君主権力の強さが強調されるチェコにおいて、貴族がこの時期に社会的・政治的上昇を果たし得た理由として、ハプスブルク家の進出などによる国際政治環境の変化と所領の拡大による経済力・軍事力の増大があげられる。なかでも所領の拡大に関しては、彼らが12世紀後半より特に国境周辺において積極的に開墾を行ったこと、さらには都市建設を開始したことも確認できる。また、貴族の経済力の上昇は、この時期に彼らの城塞に質的向上がみられるようになることから窺えるのである。

さて、以上のような貴族層の台頭に対して、王権は都市や教会（特に大修道院）と手を結びこれに対抗したという図式が考えられているが、教会及び教会領に関しては二つの問題が指摘できる。まずチェコの教会のこの時期なお根強く残っていた私有教会的性格である。聖職者による幾たびかの「教会の解放」運動にも関わらず、教区教会の収入や司祭任命権などは領主が握っていたのである。一連の運動が13世紀初頭に頂点を迎えた後、世俗領主と教会（教会領）の関係はいかなる状態にあったのか。また13世紀以降、有力貴族による修道院の設立と保護が確認されるようになる。世俗領主の所領拡大・支配強化に関しては、修道院が重要な核となっていた可能性が考えられ、つまり教会を利用し得たのは王権だけに限られないのである。近年、シトー派修道院を中心にして、修道院の所領経営と設立した有力者との関係などが研究対象として俎上に載せられつつある。これらの個別研究の蓄積により、所領拡大や支配確立に対する貴族と王権の相違と類似などを析出することも可能となってきた。

本報告は、教会及び教会に関わる諸権利、付随する所領などのあり方を分析することにより、貴族の領域支配形成と台頭、それに対する王権の政策を再考することを目的とする。

6. スヴェドックとミロスニク

—中世ボスニアとセルビアにおける君主文書の比較—

唐沢 晃一

本発表では、君主文書末尾に記された中世ボスニアの「スヴェドック (testis、証人)」と、セルビアの「ミロスニク (executor、恩寵仲介人)」の意義を分析し、両地域における国家と社会のあり方を比較考察したい。ボスニアの証人 (13世紀前半～15世紀半ば) には次の特徴がみいだせる。1) 軍団長や公など、中央官制や行政に直接従属しない大貴族が、10人前後記される。2) しばしばボスニア各地方ごとに記された。各地方の貴族には、国政への積極的な参与者という意識があったと思われる。3) 13世紀末以後には証人が記される君主文書の幅が広がる。たとえば王個人の負債文書にも証人が記された。つまり貴族は、証人制度を通じて国制上の貴族の権利を守ることができた。以上から中世末期のボスニア貴族も、「貴族の自由」を享受していたという結論に達した。ボスニアでは王に対する貴族の抵抗権も知られており、その政治文化は同時代のカトリック圏東ヨーロッパとある程度まで同質のものであった。セルビアは、これと異なる道を歩んだことを、ミロスニク (13世紀後半～15世紀半ば) についての次の分析から立証したい。1) 大法官や財務長官、都市長官など中央・地方における官職保持者が記された (通常一人)。任命権は君主が有した。2) 任命された貴族と、文書内容の間に関連性がある。たとえば関税免除については財務長官が記された。ある決定について個々の貴族が有した能力に応じてミロスニクが任命されたようである。セルビアの高級官僚すなわち大貴族は、君主の恩寵 (ミロスト) を人民に仲介する役割を担い、その中でかれらの利益も実現されたと考えてよい。ただし、セルビア君主がギリシア語で発給した勅令や、ビザンツ皇帝の勅令にはミロスニクも証人も記されない。ビザンツ的思考によれば、君主が文書の発給権を独占したからである。この事実から考えて、ミロスニクは、ビザンツ的政治思想とボスニア型政治思想の双方を取り入れた中間的な制度であろう。ミロスニクは、ビザンツ世界の一員でありつつも、その辺境にあった中世セルビアが、両文明の政治文化の特徴を受け継いで、辺境的な政治システムを築こうとしていたことを示している。

7. 中世後期ヴェネツィアにおけるスクオーラ・グランデと都市政府 —サン・ジョヴァンニ・エヴァンジェリスタの事例から

三石大助

ヴェネツィア史研究のあり方は、独特の貴族支配体制や経済活動に主眼がおかれてきた傾向があり、非貴族層を対象とした研究が立ち後れていることは否定できない。より多角的なヴェネツィア史像を構築するには、非貴族層の研究を進展させることが不可欠であろう。その手がかりとして最も可能性を秘めている対象のひとつとして、スクオーラ・グランデと呼ばれる、非貴族層を主体とする俗人によって構成された鞭打ち兄弟団の存在があげられる。すでにB.プッランの研究によってその社会的重要性が指摘されているが、彼もまた都市政府側の視点からスクオーラ・グランデを論じている。そこで本報告では、スクオーラ・グランデのひとつであるサン・ジョヴァンニ・エヴァンジェリスタの史料を用い、スクオーラ・グランデ側からのヴェネツィア史像の一端を捉え直す試みを行いたい。この視点の有効性として、次の点があげられる。

それは、貴族史優勢の研究史への批判である。プッランやL.スプリツィオーロは、14、15世紀の過程で都市政府（十人委員会）がスクオーラ・グランデを反体制活動の基盤となりうる団体として警戒し、統制下においていったと主張した。だが、彼らは十人委員会の文書を主に利用しており、スクオーラ・グランデの実体に立ち入って議論していない点が問題である。よって本報告では、規約と会員名簿の分析を行い、会員構成、規約から読みとれる他のスクオーラ・グランデとの水平方向の関係を探ることとする。この作業は、統制を受け入れた側の論理に焦点を当てるものである。十人委員会とスクオーラ・グランデ間といういわば垂直方向の関係に焦点が当てられてきた研究史のあり方への批判、さらには非貴族史研究の進展に寄与する基礎的作業として意義を持つであろう。

8. 15世紀末リューベックのバルト海商業

柏倉知秀

ハンザ史において15世紀という時代は、繁栄あるいは衰退という相反する評価がされてきた。19世紀以来の研究では、1370年のシュトラールズント条約から1474年のユトレヒト条約までの約100年間をハンザの最盛期として高く評価していた。この時代が最盛期と判断された主たる理由は、シュトラールズント条約に象徴されるような取引相手国における商業特権の獲得というような政治史・外交史的な視点によるものであった。それに対し、レーリヒとその弟子達に代表される戦間期以降の研究では社会経済史的な視点を取り入れられ、1370年はハンザ商業にとって停滞あるいは衰退への転換点であったという評価がなされるようになった。しかし現在では、衰退か繁栄かという二者択一的な評価に対しては疑問が提起されている。とりわけ、個々のハンザ諸都市に関しては15世紀以降も活発な商業活動を展開していた事例が明らかにされており、今後さらなる個別事例研究の蓄積が必要であるとされている。

そこで本報告では15世紀後半におけるハンザのバルト海商業に注目し、往々にして衰退期と評されるこの時期のハンザ商業の実態について分析したい。分析の対象と時代は利用可能な史料によって自ずからその範囲が狭められるが、本報告では1492年から1496年にかけてリューベックで徴収されていたポンド税（Pfundzoll）台帳を主たる史料として用いることにする。その際に、リューベックとの商業関係が緊密であったにもかかわらず、これまで扱われることがなかったリーフランド（現ラトヴィア・エストニア）との関係を、すでに研究のあるプロイセンなどの地域と比較しながら分析し、リューベックという一時例を通してではあるが、当時のハンザ商業の一端を明らかにしたいと考えている。

9. 15世紀のジェントリの手紙は、あいさつ部分がなぜ長いのか？

新井 由紀夫

15世紀に英語で書かれた手紙は、長い形式的なあいさつ部分で始まることが指摘されている。羊皮紙や紙が貴重だったこの時代に、長い書き出し部分はなぜ必要とされたのだろうか？社会の身分・階層序列に見合ったあいさつ書式を紹介したマニュアル(formularies)が存在し、手紙の書き手はそれらを手本としていたという。従って英語で書かれた手紙のあいさつ部分を見れば、当時の社会の厳格な身分・階層秩序がわかるという主張もある。しかし手紙の書き手は、マニュアルに忠実に従っただけなのだろうか？イングランド北部のジェントリであったSir Robert Plumpton, knightの手紙171通(1480～1523年まで)を中心に、プランプトン家書簡集(Leeds District Archives, Chambers MSS 2～9 (the Plumpton MSS))を用いてこれらの疑問を考えてみた。

その結果、大部分の手紙のあいさつ部分は、当時の社会の階層序列に見合っただけで書かれていたこと、また個人に固有のパターンが見られることがわかったが、同時に、例外も見られた。そこでこの例外的な事例を、書式だけでなく手紙の内容との関係で考えてみた。すると手紙の書き手が、受け手に何らかの頼み事(services)をしたりあるいはされたりする場合には、社会的身分の上下を問わず、その手紙のあいさつ部分を意図的に書式から逸脱させて書く例があることがわかった。手紙の書き手と受け手との社会的結合関係は、表面的な身分階層による上下関係とは別に、頼み事(services)を介してそのときどきで変化する。手紙の書き手が、そのときどきの頼み頼まれる関係によって微妙に変化している相手との関係を、手紙に精確に反映させたい場合、手紙のあいさつ部分が長くなるのではないかと考えた。最後に、他の書簡集との比較検討や、書簡史料論の必要についてもふれてみたい。

中世史部会 II

報告者

1. 安達かおり
2. 須田明博 (東北学院大学)
3. 草生久嗣 (東京大学)
4. 橋川裕之 (京都大学)

1. 9世紀のアンダルスとフランク王国の間の交通について —コルドバの聖遺物の移葬記をきっかけとして—

安達かおり

858年、パリはサン・ジェルマン・デ・プレの修道士二人が、聖遺物を求めてイスラム支配下のコルドバにまで赴き、六年前に処刑された三人のキリスト教徒の遺体を手に入れて修道院に持ち帰った、という物語を伝える移葬記(Translatio)がある。この真偽は措いて、この時代にこのような旅程が可能であったとしたら、いかなる条件のもとに行なわれたのか、検証することで、9世紀のアンダルス(イスラム治下のスペイン)とフランク王国の関係の一面を描き出したい。

9世紀のフランク王国とコルドバの後ウマイヤ朝の間では、使節のやり取りなどの公的な往来があり、また商団による通商ももちろん行なわれていた。また、この移葬行のきっかけは当修道院の守護聖人の遺骸が入手できそうだという情報が伝わったことで、このような情報伝達が、不確実で散発的ながら双方向にあったことも、人の往来を示している。それでも聖遺物探索などの私的な旅人は稀で、より大きな危険や困難を伴うものと考えられていた。この他にもアキタニアなどへの聖遺物の移葬も記録されているが、一方、コルドバのキリスト教徒がフランク王国を目指しながら、パンプローナから先に進めず引き返した例もある。

一修道院の私的な企てとは言え、聖遺物の移葬には建前上は公の認可が必要であり、実際に公的な支援を得られたところがこの旅の成功の鍵の一つである。ヒスパニア辺境領伯やバルセロナの有力者、各地の司教等、さらにアンダルス側の辺境領である上辺境区の統治者までが彼らのために便宜を図り、道中の安全を確保した。フランク、アンダルスいずれも辺境領の情勢は独自の利害に即して動いており、中央権力との対立も多く、場合によっては互いに協定が結ばれた。この時はいずれの関係も比較的落ち着いている、移動には絶好の機会であった。

その協定関係の恩恵を受け、一部の道程では商団や遠征軍に同行し、主要都市の滞在に際しては教会組織に身を寄せるなど、彼らの頼った方策はいずれも当時の旅人が利用した制度であったろう。

何よりも、それら公的・半公的な制度を、パリからコルドバまで次々と繋いで行く人脈(人的ネットワーク)の存在が、このような往還を成功させた鍵であった。逆に、戦乱などで制度が機能しなくなれば、あるいは目的地が主要ルートから外れているだけでも、通行は極めて困難となり、計画が頓挫した例が見られる。

2.13 世紀アラゴン連合王国によるバレンシア地方の征服とムデハル —特に都市ハティバを対象として—

須田明博

アラゴン連合王国によるレコンキスタは征服王ハイメ一世(在位1213-76)期に大きく進展し、この時期に領土回復の運動としてのレコンキスタを終了したと考えられている。この結果、イスラーム教徒の支配下にあったバレンシア地方はこのハイメ一世の征服によって、多数のムデハル(キリスト教国において残留を許されたイスラーム教徒)を抱えるバレンシア王国としてアラゴン連合王国に組み込まれることとなった。このバレンシア王国は、住民の多数をムデハルが占めるという点で中世ヨーロッパ世界でも希有の存在であり、イスラーム世界との異文化共存の問題を考える上で格好の実例を提供するものである。

このムデハルがキリスト教社会でどのような位置付けを与えられたか、という問題を研究していく上で、バレンシア地方の征服が具体的にどのように進められていったかを検証することは欠かすことの出来ない作業である。

本報告では、1244年にハイメ一世に降伏したバレンシア南部の都市ハティバを対象としてバレンシア征服の実態を探っていきたい。特に都市ハティバの場合、イスラーム教徒との間に結ばれた「降伏文書」なる羊皮紙文書が残されており、これにはラテン語とアラビア語で併記されている点に大きな特徴がある。そこで、この「降伏文書」の内容を検討し、どのような条件で都市ハティバの降伏が行われたのかを明らかにしたい。

また同時に、ムワッヒド朝の崩壊期にあたるこの時期の都市ハティバがいかなる政治的・社会的状況にあったか(ナスル朝グラナダ王国などのイスラーム勢力やカスティーリャ王国との関係など)をハイメ一世の自伝などの史料を用いて検討し、「降伏文書」の検討と併せてこの都市ハティバの征服がどのような性格を持っていたのかを明らかにしていくことを目標とするものである。

3. ビザンツ12世紀の異端問題認識について

—エウティミオス・ジガベノスの異端学より—

草生久嗣

本報告は、12世紀ビザンツ帝国の神学者エウティミオス・ジガベノスの著作およびその周辺史料を材料に、同時代ビザンツ世界における異端問題のあり方を析出し、中世キリスト教異端論における位置づけを試みようとするものである。

ビザンツ史料証言がその全史を通じて多様なキリスト教異端問題の存在を示唆してきたにも関わらず、歴史研究上の中世異端論は専ら西欧11世紀以降の題材で語られてきた。それは中世の異端運動を、カトリック共同体内部にてある時期集約的に発生した民衆主体の社会運動と理解し、集権化・政治化しつつあった教会当局によるその対策意識の興隆に問題の発現を認める研究に注目が集まっていたためである。しかしその枠組みで論じ得なかったビザンツの異端については、しばしば十分な議論がなされないままであった。

ビザンツ世界には共同体の内外で、自己を強く主張する者たちが古代末期より常に様々な形で存在し続けていた。教会は教義論上の異説のみならず、根強く残る土俗異教、さらにはイスラームや西欧教会といった強大な政治力をもつ存在までをも、それぞれが問題とされる度に「異端」と認識し、相応の対策を講じることを迫られていたのである。この多様性ゆえに、そこでは皇帝個人および教会会議の一時的な采配や、古くからの市民法や教会法に依拠すれば足りていた具体的な対応措置よりも、何が異端であるかを認識することに精力が傾けられていた。ここにビザンツ異端問題の個性を見て取ることができる。

12世紀前半に成立したジガベノスの『パノプリア・ドグマティケー』は、そのようなビザンツ正教世界の異端認識の特性を示す好例と考えられる。同書は教義大全・異端学書のジャンルに属して教父詞華集(Florilegium)の体裁をとるなど、その叙述形態では極めて強固な伝統主義が見られる。しかしながら成立にまつわる経過や時代情勢を考慮すれば、叙述内容はいずれも12世紀ビザンツ教会が現実には直面していた様々な課題を、異端問題という枠組みで処理しようとした営為の現れと見なしうるのである。報告では、同書内に所収される対ボゴミール派、ラテン教会批判、対イスラーム論駁などを取り上げながら、同時期のビザンツにおける異端認識の特性を明らかにする。

4. リヨン教会合同とビザンツの修道制

橋川裕之

1261年、コンスタンティノーブルを奪回しビザンツ帝国を再興したミカエル8世パライオロゴスは、ナポリに拠点を置いたシャルル・ダンジューによる対ビザンツ十字軍計画に対して、外交的手段を駆使した危機回避策をとった。すなわち、ローマ教皇に対して、教皇の至上権を認めた上でのカトリック教会と正教会との合同を持ちかけ、その見返りとして、教皇自身の説得によるシャルルの攻撃中止を求めたのである。ミカエルの算段は、ビザンツがカトリックの教義を受け入れ、カトリック国となることで十字軍的性格を持つシャルルの遠征計画を阻止することであった。教皇庁との継続的な秘密折衝の結果、教皇側はミカエルの提案を受け入れ、東西教会の合同が第2リヨン公会議において実現されることが決まったのである。そして1274年7月6日、リヨンにて東西教会の合同を記念するミサが行われたが、ローマ教会およびその教義の優位を認めた上で秘密裏に教会合同を推進するというミカエルの専断は、ビザンツ帝国内において、聖俗を問わず広範な社会層からの反対運動を引き起こした。結果、1283年、ミカエルの死直後にビザンツ政府は合同を正式に破棄したのである。

これまで多くのビザンツ史家が、ビザンツにとってのリヨン教会合同について、正教会の発展や人々の正教信仰への固執をもたらしたといった文脈でその歴史的な意義を論じてきたが、リヨン教会合同がビザンツの国制構造に及ぼした影響の実体は依然解明されたとはいえない。とくに、リヨン教会合同とビザンツの修道制との関わりはほとんど論じられていない問題である。一般にパライオロゴス朝期は、修道制が強い影響力を有した時期とされ、実際、リヨン教会合同に関しても多くの修道士や隠修士らが合同反対運動に身を投じ、合同を推進する皇帝から厳重な処分を受けている。そして合同終了後、処分の対象とされた一部の隠修士は従来の教会人事の慣例では考えられない高位聖職を獲得しているのである。こうした事態をリヨン教会合同期におけるビザンツ修道制の位相、および皇帝の教会政策の見地から考察し、同時期ビザンツの国制構造を解明する一助とするのが本報告の目的である。

近世史部会 I

報告者

1. 皆川 卓 (日本学術振興会)
2. 高津秀之 (早稲田大学)
3. 望月秀人 (名古屋大学)
4. 早坂泰行 (名古屋大学)
5. 伊藤宏二 (東北学院大学)

1. 「神が結びつけたもうた者たちを人が分かつことはできない」 —シュヴァーベン同盟(1488-1534)における地域政治とソーシャルモビリティ—

皆川 卓

強力な中央権力が成長しなかった神聖ローマ帝国では、中世後期から近世前期に貴族や都市が相互の安全や集団としての利益を図るため、数多くの政治・軍事同盟を結んだ。これらの同盟の中で最も成熟したものと言われるのが、シュヴァーベン同盟(1488-1534)である。これは西南ドイツの「高位聖職者、伯、フライヘル、領主、騎士並びに卒士」と神聖ローマ帝国直属のいわゆる「帝国都市」が、皇帝の呼びかけに応じて結成した域内平和(ラントフリーデ)同盟であった。しかし現在の国家間同盟の様に完全に自立した権力の契約的結合ではなく、自己完結した政治団体の内部で支配権力をチェックする議会のような機関でもないこの同盟は、とらえどころのない政治現象として長い間放置され、僅かに近代国家を構成する様々なカテゴリーそのものを土台から問題にした草創期の国家学で、副次的に論じられるに過ぎなかった。しかし近年の歴史学がこうした近代国家の諸カテゴリーから解放されるに従って、これらの政治・軍事同盟に対する関心が高まりつつある。特に1970年代から地域史の方法論が著しく改善され、地域と帝国や王国などの大きな政治単位との関係を具体的に例証する可能性が生まれるにつれ、この両者の中間に位置するシュヴァーベン同盟の様な同盟は、この二者をとりもった組織として、帝国史の側(モーラフ、イーゼンマン、ゲオルク・シュミットなど)からも地域史の側(ブリックレ、プレス、キースリンクなど)からも再評価の必要が訴えられている。こうした関心の高まりの中から、最近シュヴァーベン同盟に関する総合的な研究が著され、この政治・軍事同盟の制度は無論のこと、同盟の存立を支えた地域的特徴、身分的アイデンティティーや正当性論理、同盟が16世紀に西南ドイツを覆った身分統合、地域統合に与えた影響についても、多角的な検討が加えられた。

発表者はこの新しい研究の成果を踏まえた上で、この同盟が最もインテンシヴに機能したオーバーシュヴァーベン地域(ドナウ川、レヒ川、黒い森東麓、ボーデン湖に囲まれた地域)を例に取り、同盟存続期間の前半において最大の指導力を発揮したヴェルテンベルク伯(公)領邦と帝国都市ウルムの対応に焦点を絞って、実証研究を進めていく。特にウルム市に残されている裁判文書や書簡などの未刊行史料を用いて、そこで展開された地域政治を検討し、そこに見られる経済的な条件、地縁的な条件あるいは身分的な条件を分析・整理して、後の帝国クライスで花開いたような異身分間共同政治の礎を、シュヴァーベン同盟がどのように築いていったかを探る。

2. 近世初期ケルンの参事会と仲間団体「ガッフェル」 —ヘルマン・ワインスベルクの『回想録』を史料として—

高津秀之

中世後期から近世にかけて、ドイツの多くの都市で、自治機関である参事会(Rat)は都市共同体(ゲマインデGemeinde)を内外に対して代表するとともに、市民を統治する「お上(Obrigkeit)」として、しだいにその権限を強化していった。このような参事会と市民の関係は、研究史上「支配と服従の緊張関係」として把握されてきた。ウルフ・ディルルマイヤー、エーリヒ・マシュケらによれば、参事会はこの時期に、市民に対して絶対的な服従を要求し、それを貫徹させたが、それに対する市民の反感を引き起こし、両者の間に様々な軋轢・紛争が生じた、というのである。

しかし近年、ゲルト・シュヴェルホフや池田利昭らによる、都市裁判所の研究が進む中で、両者の関係の別の側面、すなわち「共同で秩序を形成していくパートナー関係」という側面がクローズアップされてきたように思われる。例えば、参事会は、犯罪者に対して刑罰を課すときに、その親族、友人、同職組合仲間などの請願書を考慮し、それを免除、あるいは軽減することもあった。その際市民は、従来考えられていた以上に、自律的、能動的に参事会の決定に関わったのである。

ドイツ有数の都市ケルンでは、1396年の市制改革以降、1797年まで、一種のツンフト市制ともいうべき「ガッフェル体制」が維持された。この制度の下で、参事会は「お上」となったが、同時に、仲間団体「ガッフェル(Gaffel)」が、ある政治的決定がなされる過程で重要な役割を果たした。本報告では、16世紀のケルンを考察の対象とし、参事会員ヘルマン・ワインスベルク(Hermnn Weinsberg 1518-1598)が記した日記風の年代記を主たる史料として用いる。そして第1に、製粉税、ビール醸造税をめぐるパン屋ガッフェル、ビール醸造人ガッフェルと参事会との抗争を分析し、参事会とガッフェル・ゲマインデの関係について考察し、第2に、福音派市民の参事会への受け入れをめぐる論争に、参事会員と都市役人バンナーヘル(Bannerherr)が果たした役割について検討する。それによって、近世初期における参事会と市民の関係、および市民の市政への関わり方を究明したい。

3. 宗教改革期ドイツ都市の移民集団における長老会の活動について —16世紀後半ヴェーゼル市の事例—

望月秀人

16世紀ネーデルランドのカルヴァン派は、スペイン政府による厳しい宗教迫害を受け、国外への亡命を余儀無くされた。彼等が主要な亡命先に選んだ土地の一つが、エラスムスの影響を受けて比較的宗教的に寛容な政策をとっていた、隣邦クレーフェ公国であった。本報告で扱うニーダーラインの商業都市ヴェーゼル (Wesel) は、同公国の中で経済的に最も繁栄していた領邦都市である。

ヴェーゼル市は、当時人口一万人弱の中都市であったが、16世紀後半に多くのネーデルランド人宗教難民を受け入れ、「小アントウェルペン」と呼ばれた。彼等の影響下に都市は経済発展を遂げると同時にカルヴィニズムの浸透をも経験し、17世紀初頭には都市自体が、領邦君主の意向に反してカルヴァン派に改宗した。このような状況を踏まえて、H. シリングはヴェーゼルにおける移民の受け入れ状況を、「摩擦なき統合」として特徴付けている。しかし、実際にはヴェーゼルの移民の状況も必ずしも平穏なものではなく、彼等はしばしば、地元民からの非難の対象となったり、都市追放の危機にさらされたりしている。このような状況下で、移民と地元民との仲介を行ったのが、カルヴァン派移民が組織した長老会組織であった。

本報告では、移民の宗派が都市に浸透していく時期である、16世紀後半のヴェーゼル市を例にとり、その長老派の活動が移民の受け入れと都市の宗派転換にいかに関与したかを考察する。その際、主たる史料として、同時期のヴェーゼル長老会文書を用いる。この史料は、長老会の宗教的な規律に関する事項のみならず、彼等の組織形態や日常の活動などを詳細に伝える多くの記録を含んでいる。従ってこの文書から、彼等長老会の活動内容とその実効性の程度を検討することが可能である。それらをいくつかの項目に分類し、数量化することによって、上記の問題解明のための一助としたい。

4. 近世バイエルンにおける奇蹟信仰と巡礼 —宗派对立期の民俗的宗教慣行の諸相—

早坂泰行

宗教改革において、聖人崇敬・奇蹟祈願・巡礼という一連の宗教慣行はルターらの激しい非難にさらされた。以後、17世紀中葉にかけての宗派对立と「信仰告白体制化 Konfessionalisierung」の試みの中で巡礼はカトリック独自の慣行として展開し、領邦単位での集団慣行という近世的形態を取るに至ったとされる。80年代以降は民俗学や人類学のみならず歴史学の側からもこれらの宗教慣行に光が当てられ、一方では「エリート文化」による規律化＝民衆文化変容論の立場(W. Freitag)から、他方では集団巡礼という形態が前近代における「平民」独自の共属感情を保証してきたとする人類学的観点(R. Habermas)から、幾つかの研究がなされてきた。これらの研究は、巡礼の展開を「近代化」の全体的過程の中で位置付けようとする試みであるが、しかしそれゆえに理論的一般化の傾向が過度に強調される点も否定できない。歴史学上の理論を参照しつつも、こうした宗教慣行の問題は個々の事例を基盤として構築されていくべきであろうと思われる。

本報告は南ドイツのカトリック地域であるバイエルンを対象とし、領邦守護聖人の崇敬地ミュンヘンを始めとする複数の異なる巡礼地に関して考察を試みる。史料としては「奇蹟の書」と呼ばれる印刷物を用いるが、これは巡礼者の奇蹟報告を同地の聖職者が書き留めて出版したものであり、宗派对立期には劇的な奇蹟的事件を素材にして巡礼や奇蹟を正統化する一種の「対抗宗教改革プロパガンダ」として利用された。そこではしばしばカトリック典礼や内面的な信仰心と結びついた祈願・巡礼のありかたが規範的要素として提示されたが、しかし他方でそれらとは大きく異なった多様な形態での祈願や巡礼もまた、「奇蹟の書」には数多く記述されている。そしてその限りにおいてこれらの印刷物は、巡礼者の奇蹟信仰や巡礼慣行の実態を知る上でも重要な情報源となりうるものである。本報告ではその「奇蹟の書」に基づき、まずは規範的要素として提示された奇蹟信仰や巡礼慣行のありようを確認した上で、個々の巡礼地の成立過程や巡礼圏、具体的な祈願・巡礼の形態等について可能な限りでの比較考察を施したい。この作業によって、近世におけるこれらの宗教慣行の具体的な展開を跡付けると同時に、それらを多様性の中でとらえかえすための手掛かりが得られればと考えている。

5. 帝国等族としてのスウェーデン国王

—ヴェストファーレン条約における義務規定の分析を通じて—

伊藤宏二

1648年のヴェストファーレン条約により、スウェーデンは戦勝国としてブレーメンやフォアポメルンなどのいくつかの領土を獲得した。しかし、これらの領土は「帝国レーエン」として得たのであって、同じ戦勝国であるフランスがロレーヌ地域を中心に得た「領土割譲」とは異なるものであった。その結果、スウェーデン国王は帝国等族の一員として帝国国制に直接関わることになったが、一方では皇帝に対して対外的帝国軍事援助などレーエン制的諸義務を負う形にもなった。

本報告は、このスウェーデン領が「帝国レーエン」としての実態を備えていく過程を、時期的には条約締結直後から、トルコの脅威が迫って現実にレーエン授与に至った1664年までの間を中心に解明する。その際、以下の点から検討していく。

まず外交面から、オスナブリュック条約（IPO）第10条第2項において未解決とされた国境確定問題を始めとするブランデンブルク選定侯との関係を考察する。同選定侯の同意と推挙をもって最終的にレーエン授与が実現したという事実からも、こうした関係は見逃せない。次にレーエン統治に関して、IPO第10条第12項に規定された最高上訴審裁判所設置義務について考察する。同裁判所の設置を巡ってスウェーデン国王とドイツ側ラント等族は意見を対立させたが、その結果如何なる構造を備えることになったのか。このことはIPO第10条第16項によってスウェーデン国王に課された、「帝国レーエン」内の等族・臣民の諸特権や自由を擁護する義務と密接に関わる問題でもあった。裁判所設置後の王とラント等族との関係にも目を向け、同裁判所の機能や役割について検討したい。

スウェーデン国王がヴェストファーレン条約によって定められた義務を履行することによって、初めてレーエン授与が実行され、それをもって同国王は帝国国制の中に位置付けられたといえる。以上のことは、ヴェストファーレン条約の規定が近代的な特質とは異なる形で、三十年戦争以後の帝国国制の中に実現されていく一局面を明らかにするものである。

近世史部会 II

報告者

1. 宮崎理枝（京都大学）
2. 橋本順光（東京大学）
3. 甲山三詠（筑波大学）
4. 林田伸一（成城大学）
5. 真鍋周三（神戸商科大学）

1. 1630年イタリアポローニャにおける都市環境と住民行動

宮崎理枝

1630年、イタリア中北部を中心にペストが大流行した。これによって、ポローニャ市では、約8ヶ月の間に全人口のおよそ20パーセントが失われた。こうした事態に際して同市では、他の諸都市と同様に予防策を含めた大々的な対策が行われた。その詳細は、当時の法令集や年代記から比較的容易に確認しうる。これに対して、受容者となる都市住民、わけでもペスト災禍の中で、都市に留まらざるを得なかった民衆の生活の実態はいまだ十分に解明されていない。これは直接的な関係史料の極端な欠乏に加えて、当時の公記録の欠落、あるいはペスト時の特質が見いだせないというその性質上の問題点、さらに史料解読と分析の難しさに拠る。しかしその一方で、常時と比較すると飛躍的な増大がみられる公記録も存在する。

一例としてあげられるポローニャ市の刑事裁判所である通称トローネ裁判の記録冊子は、欠落や裁判自体の中断等を多々含みながらも1530年頃（「トローネ」刑事裁判所の創設期）から1796年までの期間で10400巻に及び、ペスト流行時の1630年には、103巻が所蔵されている。同記録は主として判事の審問と、証人と被告人の返答で構成され、その口述内容が対話形式のままで記録されている。証言部分からは、彼らの生活と経済状況や家族形態、人間関係、教育水準を再構成することも可能で、ペスト時の都市住民の状況を多角的に把握しうる点でより有効なものと考えられる。

従来のペスト史研究のテーマの多くは、膨大な死亡者数やそれによる都市機能の麻痺、法実務的ペスト対策の内実や医療、民間信仰一療法等であった。とはいえ、ペストは必ずしも都市のすべてを覆い尽くし、それ以前の日常性を一掃するわけではない。実際、当時のトローネ裁判記録は、対策諸法規に対する都市住民の多くの逸脱行為にみられるようなペスト流行関連の事例以上に、日常的な軽犯罪によって占められている。それどころか、都市生活の利便をことごとく妨げた多くのペスト対策に対する反抗的行動や、その諸法規を私益のために逆用するといった行為は、彼らの日常性の継続への志向を浮き彫りにしているともいえる。

本発表では17世紀初頭のポローニャ市の同裁判記録に着目しつつ、17世紀初頭のイタリア北部の疫病流行下の都市における行政策と、その受容者となる都市住民の行動様式、さらに彼らを取り巻く生活環境の恒常性と変容についてみていきたい。

2. 17世紀末における新旧論争と中国像の変容

— テンプル・ウォットン論争を中心に —

橋本順光

新旧論争とは、古代人と現代人のどちらが優れているかという論争である。多くの研究が指摘するように、この論争は、フランスを中心に17世紀から始まり、決着をみないまま18世紀には沈静化するのだが、古代ギリシア・ローマの絶対的な権威が揺らいだ結果、進歩思想と文献批判を成立させてゆくことになる。英国では、17世紀末に古代派としてテンプルが口火をきり、ウォットンが反論する形で広まった。そこから『ファラリス書簡』の真贋論争にまで至る経緯は、テンプルの秘書であったスウィフトの『書物戦争』や『桶物語』(1704)などで諷刺されたこともあり、比較的よく知られているところである。しかし、当初のテンプルとウォットンの論争においては、中国に対する評価がその争点の一つだったことは、従来の研究において見落とされてきたといえる。

そこで本発表では、テンプルとウォットンにおける中国評価の相違を明らかにし、以降の18世紀に流布してゆく中国停滞論の発端として、その重要性を強調するものである。第一に、テンプルの主張を取り上げる。1690年に、この元政治家は、古代の学芸が全ての面で近代の学芸よりも優れているとする『第二隨筆集』を刊行した。その中で、中国は、失われた古代ギリシアの哲人政治を体現したものとして、最大限の賛辞を贈られている。同時代中国と古代ギリシアが、同質のものとして、称賛されているのである。第二に、ウォットンの反論『古代と近代の学問についての省察』(1694)を考察する。彼は、今日でいう自然科学を人文科学から切り離し、前者の進歩を証明する。一方で、中国については、その異教性と停滞ぶりを揶揄し、古代ギリシアとの差異を指摘する。第三に、以上の比較とテンプルの再反論を通して、ヨーロッパ進歩史観と中国停滞史観とが同時に構築されたことを示唆する。つまり、圧倒的権威が否定されたあと、古代ギリシア・ローマが進歩の起源として再発見され、一方で中国は否定的な古代として停滞を強調されるのである。最後には、このテンプルとウォットンの相違が、デフォーやゴールドスミスといった18世紀の文人作家によって反復され、強調されていることを指摘し、後世への影響を再確認し、論争の重要性を改めて結論づけたい。

3. アナール学派第3世代における問題意識の転換

甲山三詠

アナール学派において「心性史」という表現は、1930年代のその「第1世代」の歴史家たち以来用いられてきた。しかし、最近のフランスにおける研究では「心性」*mentalité*という言葉は、あまり用いられなくなってきている。「心性」に代わり、主流となってきたのは「表象」*représentation*という概念である。このような用語における変化は、とくに1988年、雑誌『アナール』の編集委員会が企画した「歴史と社会科学：批判的転回」というアピール以後、表明されるようになった。この「第4世代」と呼ばれる歴史家たち以降、「心性」概念を含めて、それまでのアナールの歴史学、すなわち第1世代から第3世代までの歴史学を批判し、見直していこうという動きが表面化してきている。

本報告で主として取り上げるアナール学派「第3世代」はこのような変化が顕在化する前段階にあたる。「第3世代」の特徴としては、一般に「心性史の再発見」という点が指摘される（P・パーク）。実際、この世代においては心的要素の重視といった姿勢が目立ち、第1世代のフェーヴル、ブロックによって提唱された「心性史」に再び立ち戻る動きと見ることもできる。また、1960年代においても「心性史」という語は盛んに使用されていた。しかし、当初「心性史」という表現のもとで研究を進めていた「第3世代」の歴史家たちは、70年代以降次第に「心性」という用語を放棄し、別の表現を模索するようになる。例えばジャック・ルゴフは「イマジネールの歴史」、ジョルジュ・デュビーは「イデオロギーの歴史」という表現を用いるようになる。このような用語の変化をもたらしたものは、「第1世代」と「第3世代」の歴史家の問題意識の違いにあるのではないだろうか。第1世代的な問題意識に基づいた「心性」概念が「社会結合」と結びついていく一方で、第3世代に関しては心的領域の問題として、イデオロギーのせめぎ合いに着目するという傾向を指摘することができる。この時期にみられる変化が、後に「第4世代」のロジェ・シャルチエらを中心とする「表象の歴史」の提唱、および「心性」概念の批判につながっていくと考えられる。

本報告では第3世代の中心をなした歴史家である、ジャック・ルゴフとジョルジュ・デュビーを取り上げ、彼らの問題意識を比較し、用語の変化に現れたアナール学派歴史学の転換について検証したい。

4. 近世フランスの都市行政と王権

林田伸一

近世都市の国制史的な位置づけについては、中世都市との対比で考えられ、その衰退の過程として捉えられる傾向が強かった。すなわち内部においては寡頭支配の傾向が強まり、対外的には広域的権力である王権の後見的支配の下にしだいに服属させられる、とみなされてきた。

しかし、近年の研究は、こうした理解に対する再検討をせまっているようにみえる。まず、絶対王政研究の分野では、絶対王政の統治組織がかつて考えられていたほど強力なものでなく、中間的諸権力が依然として大きな自律性を保持していたことが共通の認識になっている。他方、中世都市についても、その支配が寡頭的であったこと、国家と都市は一義的に敵対的なものでなかったことが強調される傾向にあると思われる。また、自治そのものについても、これが中世末に王権の援助のもとに確立したとする見解がある。

したがって、近世都市について考察する場合、重要なのは、王権との関係を含めたその権力構造をそれ自体として捉えることだと思われる。報告では、その際どのようなことが問題となるかを指摘してみたい。

5. 18世紀アルトペルーにおけるトゥパック・カタリの反乱の 展開序論 — トゥパック・アマルの反乱と比較して —

真鍋周三

18世紀末のアンデス地域においてはスペインの植民地支配を根底から揺るがすほどの強力な半植民地運動の嵐が吹き荒れた。この大反乱は直接的には、原住民社会の構造と原住民に対する収奪機構である貢納、ミタ（賦役。特にポトシ銀山のミタがよく知られている）、レパルティミエント〔地方行政官（コレヒドール）が管轄区の原住民に物品を強制的に割り当て、その代価を強制徴収する方式〕が背景になっている。また、植民地社会全体に影響を与えた要因としてカルロス3世の改革（1763-87年）に着目する必要がある。カルロス3世の改革とは、ラプラタ副王領の新設、新税の創出、アルカバラ（販売税）の値上げ、自由貿易勅許の発布、原住民の農産物や従来免税措置がとられてきた食糧等の大衆消費財へのアルカバラ課税などからなっており、このことがペルーの社会経済構造全体を根底から動揺させ、原住民を危機に陥れたのである。

これまで、この大反乱の展開を理解するうえで、トマス・カタリ — トゥパック・アマル — トゥパック・カタリ間の連続性が問題とされてきた。また大反乱の組織化を支え、その伝播を促進した人々のアイデンティティはいったい何だったのか、ということもまた問題となってきた。

今回の報告では、18世紀のアルトペルー（現ボリビア）で反植民地闘争を指揮したトゥパック・カタリの抵抗ならびにその反乱の概要を示し、ペルーのトゥパック・アマルの反乱とも比較しながら、この抵抗運動が意味するところを考察して、現代ボリビアの下層階級の新たな中心軸であるアイマラ、ケチュア先住民（報告ではアイマラ系原住民を中心に扱う。ラパス司教区の原住民はアイマラ系が多数を占める）の抵抗の精神的ルーツを究明してみたいと思う。

報告は以下の構成によって行う。I「ラパス司教区の社会的経済的政治的特色」では、ラパス司教区の歴史と地理、カシカスゴ（カシケ体制）の危機、レパルティミエント制と抵抗の発生について述べる。II「18世紀の反乱前史」では、1771年のシカシカ地方チュペとチュルマニの反乱、チャヤンタの騒動、1780年初頭の騒擾を扱う。III「ラパス包囲戦（トゥパック・カタリの反乱）」では、反乱の概要を示し、トゥパック・カタリ（フリアン・アパサ）に言及した後、第一次包囲戦、第二次包囲戦、王党派の対応について述べた後、この反乱の特徴を整理する。IV「結び」では、これまでの考察から明らかになった点を指摘する。

近代史部会 I

報告者

1. 弓削尚子（早稲田大学）
2. 園屋心和（京都大学）
3. 川口智江（専修大学）
4. 辻 英史（東京大学）
5. 小原 淳（早稲田大学）
6. 鈴木楠緒子（名古屋大学）
7. 西山暁義（日本学術振興会）
8. 佐藤真一（国立音楽大学）
9. 犬飼裕一（早稲田大学・中京大学）

1. ドイツ啓蒙期における世界像

—ゲッティンゲンの知的ミリューから—

弓削尚子

18世紀後半、神聖ローマ帝国は形骸化し、そのゆるい結びつきにあった大小300あまりの領邦国家には、イギリスやフランスのように大規模な探険旅行を後押しし、植民地政策をすすめるものはなかった。よって、啓蒙期のドイツがヨーロッパの外の世界に対してどのような関心をもっていたのか問うことは、これまでの研究では稀であった。しかし、当時非ヨーロッパ世界に投げられた視線は、19世紀後半に列強諸国に遅れをとりながらも展開されたドイツの植民地主義を考えるうえで重要である。「啓蒙され」「文明化されたわれわれ」としての〈他者〉の存在は、ドイツ統一以降にはじめて認識されたわけではない。

科学史の観点からみると、18世紀後半のドイツは、キリスト教の人間認識から訣別し、人間そのものを対象化し、総合的にとらえようとする学問分野において、指導的な役割を果たしていた。とりわけ、「啓蒙の都市」ゲッティンゲンでは、「コーカサス人種」の名付け親であり、形質人類学を創始したJ.F.ブルーメンバッハや、歴史家であると同時に、民族学をはじめて講義したことで近年注目されているA.L.シュレーツァー、また、膨大な旅行記を駆使して人類史を叙述したCh.マイナーズらが活躍していた。クックの世界周航の旅に同行したG.フォルスターがこの都市に滞在したことの意味も大きい。

報告では、こうしたゲッティンゲンの知的ミリューに着目し、学術書だけでなく、女性など広い読者層を対象にした書物も取り上げ、当時の人々の世界像を明らかにしたい。具体的には、世界のさまざまな民族を描いた図像史料を分析することで、「視覚化された文明観」を浮き彫りにする。一見、無造作に配置された世界の民族の描写は、実は、ヨーロッパを頂点とする進歩史観そのものの表出であることが理解されよう。さらにクックやブーガンヴィルがもたらした南太平洋諸島民に関する最新の情報を取り入れ、それまでの「人種」の分類に修正をほどこそうとした意図も読みとることができる。これらの考察を通して、近代社会の胎動期にあるドイツの世界認識を垣間見る。

2. ナポレオンとラインブント

園屋心和

本報告では、ラインブント（ライン連邦）内のナポレオンの大陸政策に対する反応を「近代化（同時代化）」の観点から考察する。90年代のシュック、フラツケーヴァイスの二研究がこれに光を当て、ラインブントの知識人の言説を分析している。そこで明らかにされているのは、ナポレオンのドイツ支配とドイツの統合（再生）ないし大陸統合との関係で、「ドイツ人」の多くは、これをナポレオンの力を借りて初めて実現可能と考えていたということである。しかし、前者の研究は議論がドイツ史の枠内に限られており、後者は、広範な史料を使い議論の枠をヨーロッパレベルに広げているものの、「ドイツ人」の動向をあまりに受動的にとらえすぎるきらいがある。また、両研究では「近代化」は二次的な問題にとどまっている。それ故、本報告では両研究を踏まえた上、ナポレオン帝国という広い視野を維持しつつ、①仏独両者の利害が具体的に交差する場や②「ドイツ人」のフランス支配に対する「積極的な」反応に焦点を合わせ、この二研究とは異なる視点からの考察を試み、「近代化」をなるべく同時代人の視点から考えてみたい。具体的には、仏独双方のブント国制草案の比較検討、ドイツ全体でのナポレオン法典導入を議論したギーセン会議の位置づけなどを題材とする。そこからは、いずれも決してフランス側の一方的な押しつけによるものではなく、ドイツ側にも関心を持って迎えられたということが窺われるはずである。なぜなら、それは多数のドイツ人の関心事であった「国制の変革」に適うものだったからである。私見では、これはドイツの「近代化」にとって不可欠の要素である。ナポレオンの大陸統合の試みはドイツの統合のあり方をも変容させた。そして、新たな統合は「近代化」に資するものでなければならなかった。我々はここでヘーゲルがナポレオンを「世界精神」と評したことを改めて思い返してみる必要がある。そのことは、ドイツの「近代化」を「歴史的」に評価する上で重要な示唆を与えてくれるはずである。

3. ウィーン体制下におけるヘッセンの反体制運動

—G. ビューヒナーとF.L. ヴァイディヒを中心に—

川口智江

本報告で取り扱うのは、ウィーン体制下、主に1815年以降から1830年代におけるヘッセン大公国（ヘッセン=ダルムシュタット大公国 Großherzogtum Hessen-Darmstadt）の反体制運動である。その中でも『ヘッセンの急使（Der hessische Landbote）』という革命的パンフレットを書いたビューヒナー（Georg Büchner, 1813-1837）とヴァイディヒ（Friedrich Ludwig Weidig, 1791-1837）というふたりの革命家の行った活動を中心に挙げる。

まず、ビューヒナーやヴァイディヒの運動の背景となるヘッセン大公国の社会的状況とウィーン体制下の歴史的状況について、大公国の成立過程も含めて述べる。そしてヘッセン大公国に居住する民衆の貧困状態とそれが生じてくる原因を考え、ウィーン体制下の社会がいかに社会的自由を奪われた状況にあったかということを確認したい。

次にビューヒナーとヴァイディヒの活動とその思想に関して考察する。ヴァイディヒは学生時代にはブルシェンシャフトの急進派に属し、その後は牧師として聖職に就きながら、その一方で市民層を対象とする結社を創設し、市民層に対する啓蒙運動を展開していた。さらに『ヘッセンのともしび（Leuchter und Beleuchter für Hessen）』といった反対派のパンフレットも何度か執筆・配布している。こういった活動によって、彼はヘッセン地方の反体制運動の指導者的存在となっていた。彼の反体制的活動は『ヘッセンの急使』の配布が当局に差し押さえられ、彼が逮捕されるまで続いた。

一方、ビューヒナーはいくつかの戯曲によってその名が知られているが、革命家としても評価できる。彼は「人権協会（Die Gesellschaft der Menschenrechte）」という政治結社を仲間内で創り、『ヘッセンの急使』を書いた。このパンフレットはヴァイディヒの修正・加筆によって世に送り出されたが、広く配布される前に当局によって差し押さえられた。

以上のようなふたりの活動を中心に当時の反体制運動について考察したい。

4. 市民社会と名誉職行政

—帝政期ドイツの都市救貧制度—

辻 英史

近代以降のドイツ史の歩みは、市民社会の発展の過程である。都市市民層は工業化・都市化の著しい進展と共にその政治的・経済的・社会文化的影響力を拡大したが、その際大きな役割を果たしたのが名誉職行政に支えられた地方自治であった。

名誉職地方自治の担い手となるのは、本籍権・市民権を保持し、土地あるいは事業を所有する成年男性の市民であり、彼らは同時に家長として家族を管理する立場にあった。いわゆる教養・経済ブルジョワジー、小市民層がこれにあたる。彼らはそれぞれの職業の傍ら、市議会議員、市参事会員をはじめとする公職に就き、また様々な協会の構成員として、自由で自立した個人の平等結合による公共の福利の発展という市民社会ヴィジョンに参加したのである。

19世紀後半以降こうした都市社会秩序は貧困層の増大により次第に大きな脅威を受けることになった。都市市民層は都市社会政策によって貧困層を都市社会に統合し、かつ自らの内的結束を強化する必要に迫られた。その結果都市はさまざまな社会工学の実験場となり、次第に「社会都市」と呼ぶにふさわしい諸組織・設備を整えていくのである。

これら都市社会政策の中で最も古く、質量共に最も重要なものであった救貧政策は1890年代にドイツのほぼすべての中・大都市に普及した名誉職救貧委員によるエルバーフェルト制度を基幹としていた。本報告では、こうした名誉職救貧制度のドイツの主要大都市における消長を対象とし、市民層による市民社会ヴィジョンの実践過程、下層民統合と排除の戦略、内的構成員再生産の回路、そして様々な環境の変化に対する適応の学習プロセス、などの諸機能を検証する。それを通じて、近代ドイツ市民社会の可能性と有限性を明らかにできるであろう。

5. 19世紀中葉におけるトゥルネン結社の理念と活動 —ドイツ・トゥルネン運動の社会的意味に関する一考察—

小原 淳

本発表では、1850年代後半以降の「トゥルネン(Turnen, Turn)結社」がどのような組織構造を有し、いかなる社会的役割を果たしたのか、を明らかにすることを課題とする。

「新時代」以降の自由主義的気運やドイツ統一運動の高まり、工業化によるコミュニケーション手段の増大等を背景に、1850年代後半から60年代前半にかけて、トゥルネン運動は中・南部ドイツの諸都市を中心に、参加者約16万人を数えるに至る。これらの結社会員の中核を担っていたのは若年職人層であったが、反面で、教養市民層や商人層、工場労働者等の割合も無視できない。各地のトゥルネン結社の多くは、全会員の平等を規約に掲げており、階層や職種を超えた平等性は、トゥルネン運動の重要な理念であったといえよう。また規約において、トゥルネンが「公益」や「安寧秩序の維持の為」の活動であると定められ、競技種目の順位・記録をめぐる乱闘沙汰や泥酔による乱痴気騒ぎが「不名誉な振る舞い」として除名の要因となったこと、あるいは結社の多くが消防活動や地域社会のための自警訓練を行っていたこと等から明らかなように、トゥルネン結社は地域ゲマインデの秩序と友愛の維持者として自らを規定し、伝統的な名誉感情や倫理観に貫かれていた。

1850年代後半以降のトゥルネン結社は、それ以前の社会においては経験し得なかったような階層横断的な人的結合を可能にし、工業化の本格的な展開に伴う社会的階層の流動化と再編による社会的不安の増大やアイデンティティの喪失の深刻化に直面した当時の人々に、余暇を楽しみ、同じ地域社会に属する者同士の繋がりを深め、そして自らの社会的な拠り所、精神的支柱を獲得する契機を与えたのである。加えて、トゥルネン運動の重要な活動要素である祝祭の開催や「遍歴(Turnfahrt, Wanderung)」が、結社やゲマインデ内部の連帯感を強化するとともに、ローカルな枠組みを越えた感情を参加者に与えたことも看過できない。人々は、トゥルネン結社への参加によって、地域の枠を超えた政治・経済・文化に関する諸問題、とりわけ来るべき「ドイツ国民の身体」に関わる問題をイメージし、議論し、そして実践する機会を獲得したのであり、トゥルネンは全民族レベルでの文化的連帯感、共有意識を醸成する場となりえたのである。

6. オイレンブルク使節団と東アジアとの邂逅 —「ドイツ」国民国家の所在をめぐる—

鈴木楠緒子

1860年から1862年にかけて、プロイセン政府は、日本・中国・シャムと外交関係を樹立すべく、プロイセンの伯爵オイレンブルクを団長とする一大使節団を東アジアへ派遣する。この使節団は、プロイセンが関税同盟加盟諸国のみを代表するという従来の方式とは異なり、同盟外のハンザ都市及び両メクレンブルク大公国をも代表して交渉を行う任務を帯びていた。そのため、オイレンブルク使節団の派遣は、ヨーロッパに「ドイツ」国民国家が成立する以前にプロイセンがオーストリアを除く全「ドイツ」を代表して行った初めての小ドイツ主義的対外事業でもあった。

使節団の活動の場は東アジアの複数の国々にまたがっていたため、使節団を派遣したドイツ語圏のみならず、使節団の訪問国となった日本・中国などの研究者もしばしばこれを取り上げてきた。しかしながら、その際、ドイツ語圏の東アジアイメージの原点として一般に理解されるこの使節団は、二国間関係史的な枠組みにより、ヴィルヘルム時代の東アジア政策へと連なる系譜の中でのみ把握され、使節団派遣時の「ドイツ」の国情に対する視点は概して希薄となっていた。

ところが実際には、当時の西欧の通念からすれば遥か彼方の異世界にすぎなかったはずの東アジアとこの使節団との邂逅は、このとき統一国家形成途上にあった「ドイツ」諸国に、意外な形で反作用を及ぼしていた。というのも、当時東アジア諸国と条約関係に入った西欧諸国民には、属人主義原理に基づく領事裁判権を付与されることが慣例となっていたため、国交樹立交渉を進めるに際して「自国民」の範囲を厳密に定義する必要が生じたからである。実際、その過程で、それまで漠然と共有されてきた「ドイツ」観念は、初めて重大な挑戦に晒されることとなるのである。

本報告は、こうしたオイレンブルク使節団の経験をめぐると同時代の様々な言説を再検討することを通じて、ビスマルクによる統一国家建設前夜における小ドイツ主義的な帰属意識のありようの一端を浮き彫りにし、ドイツ統一国家形成史という古典的なテーマに、新たな角度から貢献を行うことを目的とする。主な史料には、実際に東アジア諸国との外交交渉に携わった使節団関係者の記録と本国にあって使節団の動向を見守っていた各種メディア並びにプロイセン領邦議会の議事録を用いることとする。

7. 国民統合・観光・地域文化 —ドイツ帝政期エルザスの「ヴォーゲーゼン（ヴォージュ）・クラブ」（1871-1914年）—

西山 暁義

第1次世界大戦前夜の1913年、ドイツ留学中の京都帝国大学教授坂口昂は、『獨逸帝國境界地方の教育状況』なる報告書を、委嘱者である成立間もない朝鮮総督府に提出している。「境界地方」として取り扱われたのは、プロイセン東部のポーランド人居住地域と、「帝国直轄領エルザス・ロートリンゲン（アルザス・ロレーヌ）Reichsland Elsaß-Lothringen」であったが、後者にかんする報告の一節において、坂口は以下のように述べている。

「獨逸の官公施設の内特に獨逸國風の振作に貢献するものは軍人協會の如き通信交通機關の如き通俗講談巡廻文庫の如き夥多之ありと雖ともいづれも我が日本帝國に於いても必ずしも斬奇なる方法にあらず然るにゾーゲーゼン俱樂部と獨逸の森林行政とか獨逸的要素の増進に資するもの大なるものあるは本邦人士には頗る新奇の事項に屬すべく困りて別に一項として之を摘出す」(原文ママ、186-7頁)

ここで坂口が指摘している「ヴォーゲーゼン俱樂部」(ヴォージュ俱樂部 *Vogesklub/Club vosgien*)とは、1872年、一人のドイツ本土出身法曹家のイニシアティブによって創設されたものである。その目的は、ライン川にかわりドイツ・フランス両国の国境となったヴォージュ山系を「観光地」として開拓し、「国民的習慣(ハピトゥス)」としての登山・ハイキングの普及を図りつつ、それを通して地元住民とドイツ本土出身者との交流を促し、戦争によって獲得されたこの国境地方のドイツ国民国家へと統合することにあった。

本報告は、同時代の坂口によって「新奇」なものと指摘されつつも、これまで本格的な研究の対象外とされてきたこの協会の活動に注目しながら、19世紀後半から20世紀初頭にかけてこの種の協会が叢生していることを踏まえ(ボヘミア森林協会、シュヴァルトツヴァルト協会など)、「自然」と「国民意識」の関係について考えてみたい。

8. 若きランケ —歴史家への道—

佐藤真一

「近代歴史学の父」と呼ばれるレーオポルト・フォン・ランケ(Leopold von Ranke, 1795-1886)は、初めから歴史家を志していたわけではない。ライプツィヒ大学時代(1814-18)彼が専攻していたのは、神学と文献学であった。1817年と推定されるが、先輩のシュテンツェルが「歴史にも打ち込んでみるつもりはないか」と尋ねたのに対して、ランケはこれをきっぱり否定している。それでは彼はどのようなプロセスを経て歴史家となったのか。それはどのような意味においてであるのか。このことを問うことは、成立期の近代歴史学の立場を考えるためにも、有益となるであろう。

さて、こうしたことを解明するためには、さまざまな角度からの考察が必要であろう。故郷ヴィーへの環境およびシュールプフォルタでの修学にいたる少年期の歩み。当時のライプツィヒ大学における神学や文献学の学問状況。若きランケが受けたツキディデス、ニーブーア、フィヒテ、ルターの深い印象。大学時代の諸論稿、とりわけランケの最初の歴史叙述の試みである『ルター断章』(1817年)。フランクフルト・アン・デア・オーダーのギムナジウムでの教師時代(1818-25)における古代ギリシア・ローマの歴史家たちの著作への沈潜と、この時期の講義草稿や論説。これらのことが研究対象となるであろう。

ところで、これらのテーマとならんで、正確にいうならこれらと深く関連しながら、もうひとつの重要な考察対象があるように思われる。それは、レーオポルトの3歳年下の弟ハインリヒ(Friedrich Heinrich Ranke, 1798-1876)とのつながりである。この兄弟は全部で9人の兄弟姉妹のなかでもっとも親しく、生涯を通じて深い信頼のなかで人生を歩んだのである。本発表では、上に掲げたテーマを念頭におきつつ、ランケ兄弟の書簡、『自伝』、『青年期の回顧』をも手がかりにしなが、若きランケの歴史家への道を考察したい。

9. マックス・ウェーバーと20世紀歴史科学

犬飼裕一

マックス・ウェーバーの歴史科学が世紀転換期から20世紀初頭にかけて展開した諸問題を同時代の歴史学、哲学、経済学、さらには新興科学としての社会学との関連から検討する。同時期は歴史学そのものの転換期にあっており、19世紀の歴史学のパラダイムから今日の歴史学への移行がいかに進展し、どのような課題を生み出したのかを問題にする。その際に検討の対象となるのはエルンスト・トレルチをはじめとするドイツ歴史主義の代表者たちであり、これまで検討されることの少なかった初期ウェーバーのテキストである。とりわけ同時期のウェーバーの書簡に光をあて同時代の研究者との間の相互的な関係を明らかにしたい。このことによってわが国で多く研究されてきたマックス・ウェーバーの未知の側面を明らかにすることを目指す。これはまた今日の歴史学全般の問題点を指摘する作業でもある。さらに初期のマックス・ウェーバーの研究生活が、後年の有名な業績との間でどのように呼応し合い、また離反していくのかについても示唆する。それはこの人物の動きを通して20世紀の歴史観や歴史科学全体の変動を考えることでもある。

参考文献：犬飼裕一『マックス・ウェーバー歴史・哲学・社会学』、社会評論社、2001年

近代史部会 II

報告者

1. 本橋弘毅 (東北大学)
2. 賈 曉明 (専修大学)
3. 伊藤栄晃 (関東学園大学)
4. 栃木淑子 (筑波大学)
5. 香西秀樹 (東京大学)
6. 中澤達哉 (早稲田大学)
7. 久保洋一 (京都大学)
8. 馬淵 彰 (日本大学)

1. 独立革命期フィラデルフィアにおける急進派

—反英運動の形成とその展開に関する一考察—

本橋弘毅

本報告では、独立革命期フィラデルフィアを舞台に、反英派都市住民における「公共観」を対英独立運動への参加および参戦に見出し、彼らの背景を探ることを目的とする。

同時にこれは一都市の事例を通して、アメリカがイギリスから独立する過程を経験するのと同時に、ローカルなアイデンティティとナショナルなアイデンティティのせめぎあいを経験しながら、歩んできたことを明らかにしようとする研究の一翼をなそうとするものである。

独立革命期のフィラデルフィアは、大陸会議の所在地として反英運動の拠点であっただけではなく、北米最大の都市として政治経済の拠点であると同時に、様々な宗教的背景と、民族的アイデンティティを持つ人々が集うコスモポリタンの様相を呈していたこと、さらに職人層をはじめとする中間層的な層が存在し、彼らの存在は決して無視できないものであったことは、これまでになされてきた多くの優れた先行研究が明らかにするところである。

本報告では、こうした先行研究の成果を踏まえた上で、フィラデルフィアにおける反英・独立運動の「担い手」達とその社会的な背景を探るために、反英運動の形成とその展開を、より具体的にあきらかにしていく。その運動は大きく分けて、①集会・新聞・パンフレットなどの各種のメディアを利用した街宣、②各種クラブ等を通じての思想の一体化、さらに③従軍などの直接的な行動の3つに分けられよう。ここではこの3点について一次、二次各種史料分析とその紹介を中心に報告を進めていく。

特に②の各種クラブの果たした役割に関しては、近年イギリス史において研究の進んでいる分野であり、同時代のアメリカにおける各種クラブの研究においても大きな示唆を受けるところである。イギリス史の研究手法、成果をアメリカ史にフィードバックするという方法論についても本報告を通じて試みていく。

問題：

①独立の「担い手」はミドル？

②同時代人の発信による「言説」

→史料利用の問題

メディア（新聞、パンフレット等）…どこまで利用可能か？

③ローカル&ナショナルな「共通経験」としての反英運動

そしてこの「共通経験」がローカルな枠を超えて植民地に拡散する過程にナショナリズムの形成を見る。

④究極の反英運動としての従軍。

2. イギリス対仏参戦（1793年）の主要因についての再検討

賈曉明

1793年2月1日、革命フランス政権はイギリス、およびその同盟国オランダに宣戦した。この時点からイギリスはフランスとの戦争状態に突入し、22年間に渡って戦争が続いた。開戦後まもなく、第一回反仏大同盟（1793-1797）が作られ、同盟の建設に中心的な役割を果たした人物は当時のイギリス首相小ピット（William Pitt the Younger）だった。その後も、計7回の反仏同盟が存在したが、そのすべてがピットないし、彼の外交政策の継承者と見なされる人物によって作られたと言っても過言ではない。

イギリスにとって、フランス革命は歴史上にかつてない大事件であり、そのためかフランス革命政権との戦争は当時のイギリス政府、政治家たちを悩ませた。フランス革命理念、新しい戦略、先例のない戦術に対応するために、イギリス政府もそれ相応の戦争目的、参戦理由を設定せざるを得なくなった。しかし、フランス革命の進展および国際情勢が凄まじいスピードで変化していたため、イギリス政府の対仏政策も状況の変化に基づく機敏な対応が求められたとの印象が強い。

フランス革命期におけるイギリスの対仏政策の特徴についてのイギリス側の研究は長い歴史を持っている。なかでも、特に小ピットを中心とする対仏参戦の主要因や参戦後イギリスの戦争目的の設定過程に関する研究が数多く存在している。しかしイギリスが対仏参戦する主要因、戦争遂行の目的についての理解はまだ一致を見るに至っていない。

本報告では、主にフランス革命期における対仏参戦に焦点を当て、先行研究の動向の特徴を分析し、イギリスの対仏参戦の主要因や戦争目的についてイギリス議会議事録を利用し、それらの解明を深めたい。

3. ナポレオン戦争期英国の所得税資料をめぐる研究の近年の動向と展望

伊藤栄晃

所謂近代税制の根幹をなすとされる所得税が世界史上初めて導入されたのは1799年英国においてである。それは当時フランス革命政府並びにナポレオンとの戦争のため空前の財政支出を強いられていた小ピット政府の増収策の一環であった。

当然のことながらこの税に関わる諸記録は「産業革命」期英国の社会経済史研究の立場から見て大変に興味深いものである。既に1939年にA.ホープ＝ジョーンズによって包括的な資料紹介と分析とが試みられている。しかし恐らくは彼の資料的価値の過小評価と残存資料の整理作業が進まなかったことにより、後続の研究が現れるようになったのは漸く1980年代後半に入ってからのことである。そして1999年に発表されたT.V.ジャクソンの論文においてホープ＝ジョーンズの誤りが明示されるとともに、初期所得税資料の経済史資料としての新たな利用可能性が模索されるに至った。

この初期所得税に関しては今一つの看過しえぬ研究がやはり1980年代後半に登場している。それはP.K.オブライエンによる「租税の政治経済学」である。彼はこの所得税を所謂「長期の18世紀」の文脈の中で理解しようとする。即ち1688年の名誉革命に始まり1830・40年代の様々な国政改革に至る期間、英国家は既説に反して予想外に重い税負担を国民に強いていた「財政国家」であったとの認識より出発し、その国家の性格をもっとも良く示すと考えられる租税制度の検討を行うのである。

そこでは初期所得税は政府の課税能力を高めることにより金融市場における国債の信用崩壊を回避させるとともに、著しく間接税収入に依存していた税収構造を修正し、富裕者により応分の負担を課すという意義があったとされる。明らかにオブライエンの関心は税の言わばマクロ・レベルでの影響に向けられており、そのため彼は個々の納税者の査定・徴収記録の検討には関心を示さない。他方ジャクソンらはその作業に研究の軸を置くが、税制の性格や国家の性格については殆ど言及してはいない。

本報告はこの研究史上のミスマッチを解決するためには19世紀前半の英国家の性格の変化を視野に入れることが有効であることを提起するものである。

4. アメリカ連邦憲法批准とジョン・マーシャル (1755-1835)

栃木淑子

ジョン・マーシャル (1755-1835) は、アメリカにおいて「憲法解釈の父」と称される人物である。アメリカ独立戦争に将校として従軍した後、弁護士を開業し、続いてヴァージニア邦下院議員を務め、その後、第4代目の連邦裁判所長官を1800年に就任して以来35年の長期にわたって務め、その間に憲法原理の多くを確立するのに貢献した。彼の在職中、最高裁に提訴された訴訟件数は1215件にのぼり、そのうちの43%にあたる519件にマーシャルは意見を述べた。彼はアメリカ合衆国憲法をもとに判決文を書いたのであるが、彼の憲法原理は今でもアメリカ社会に息づき、後世に多大なる影響を与えている。現在では、広く知られるところとなっている違憲立法審査権はマーシャルによって確立され、アメリカ法の影響を受けた諸国に波及し、現在に至るまで重要な制度として機能している。マーシャルの思想の源はアメリカ合衆国憲法の批准をめぐる論争にさかのぼって求められる。つまり、連邦最高裁判所長官になる1800年までに、おそらく彼の思想形成はほぼ完成していたと思われ、憲法原理をアメリカに普及せしめたマーシャルの政治、並びに法律思想を考えるうえで重要な時期であるといえることができる。

マーシャルの出身邦であるヴァージニアは合衆国憲法批准論争において重要な位置を占めたのであるが、本報告においては、ヴァージニア邦の憲法批准会議の代表として果たしたその役割を検討するとともに、マーシャルの憲法思想の一端を明らかにしたい。

5. 19世紀前半ロシアにおける知識人の歴史認識の変容とアイデンティティの基盤の変化

香西秀樹

19世紀前半はロシアを含めたヨーロッパ全体において、古典古代に全人類と文明の起源、さらには現在の人間が倣うべき範まで求める目的論的な啓蒙期の歴史学から、国民・民族を基本単位とし、実証を重視する近代歴史学への変化が生じた時期であった。このような変化が生じた最大の要因は、フランス革命とそれに続くナポレオン戦争であった。両者が体現した(とされた)「理性」、「普遍」という啓蒙期特有の価値に多くの人が反感を抱き、それらの対概念としての「感情」、「個別」等に積極的価値を見出すロマン主義、ドイツ観念論、ナショナリズムが生まれ、その上に近代歴史学が成立したのである。

ロシアにおいて、ピョートル改革以降初期に書かれた歴史は、他のヨーロッパ地域と同じく古典古代に範を採り、ロシアの「近代化」を推し進める啓蒙期のそれであった。ここには歴史を叙述する知識人、ロシアの「近代化」の為の改革を推進するツァーリ、そして「18世紀啓蒙」という全ヨーロッパ的状況、三者間の幸福な一致が見られた。知識人は知的活動を通してのロシアと全ヨーロッパ(=全人類)の啓蒙という使命に、安定したアイデンティティの基盤を見出し得たのである。

だが18世紀後半以降、この「幸福な一致」のまずは前二者の間に、貴族の国家勤務義務の免除やデカブリスト蜂起によって決定的亀裂が生じる。さらに19世紀に入ると、上述したヨーロッパ全体における知的パラダイムの転換によって、三者は完全に分裂する。古典古代に範を採った啓蒙の使命は疑わしいものになり、新たな使命、新たなアイデンティティの基盤を探す必要が生じたのである。

多くの知識人、他のヨーロッパ地域と同様、ロシア国民・民族(ナロード)に自らの起源を求め、それを彼ら自身の歴史と見なした。だが、ナロード概念の具体的内容(誰がナロードか)については様々な考えが存在し、それゆえ「ロシア史」のあり方は多様であった。一方で、なおもヨーロッパ全体に自らの歴史を模索する動きもあったが、それは、自明の前提だった啓蒙期のそれとは大きく異なるものであった。

以上のような歴史認識の変容を通して、知識人たちによるアイデンティティの模索の多様性と変化を考察する。

6. 近代スロヴァキア国民形成理論における民族自然権原理

中澤達哉

後期中世以来、ハンガリー王国の国制原理を規定していた「王国の王冠」(corona regni)、「王国の共同体」(communitas regni)、「王国の身体」(corpus regni)、「ハンガリー国民」(natio Hungarica)などといった伝統的観念は、啓蒙思想・ロマン主義の時代を経て、「自由主義」あるいは「国民主義」という新たな思潮と明らかに抵触するようになっていた。

このような状況のなか、上部ハンガリーの聖職知識人、リュドヴィート・シトゥール(Ludovít Štúr: 1815-1856)は1845-46年に、伝統的な「権利の主体」、すなわち、身分層を意味する中世的「国民」(natio)観念に対し、「言語・文化的」基準に基づく新たな「国民」観念を構築した。しかもその「国民」は、5つの権利からなる「民族自然権」(prirodzenoprávne princípy národného jestvovania)、つまり、「人格権」「生存権」「言語権」「教育・文化権」「居住空間領有権」を天賦の権利として有する政治集団と措定された。啓蒙主義・ロマン主義系知識人のもとですでにその存在が主張されていたエトノス集団としての「スロヴァキア人」は、シトゥールによって、新たな「権利の主体」、すなわち、近代「スロヴァキア国民」として定義されるにいたったのである。

しかしシトゥールは、1848年革命・新絶対主義の時代を迎えるにあたり、この「民族自然権」に基づく「スロヴァキア国民」観念を、「国制上の権利の主体」観念として正当化し、なおかつ実体化する必要に迫られた。それには5つの段階があったが、共通していえることは、「言語・文化的基準に基づく国民」を国制的に正当化するための論理が、ハンガリー王国・ハプスブルク帝国の身分・社団制あるいはロシア帝国の家父長制の論理によって構築されたということであった。

本発表は、1848年革命からの「近代スロヴァキア国民」形成理論に中近世的な伝統が果たした役割を重視し、シトゥールの国民形成理論のそもそもの出発点となった「民族自然権」を考察の対象にしたい。その際、近代原理とされる「民族自然権」原理に中近世的な原理の援用さえも可能にさせるような要素が存在したのかどうか、また、この原理自体に中・近世的な傾向が内包されていたのか否かを重点的に検証する。そのうえで、この「民族自然権」原理がその後、20世紀の民族自決権や国民主義原理と連携し発展していくことの意味を考えたい。

7. ヴィクトリア期イギリスにおけるアヘン認識の変遷 —医学と宗教の視点から—

久保洋一

1840年に勃発したアヘン戦争は、イギリスが中国に半ば強制的にアヘンを輸出したことに端を発している。ところが、イギリスにおいてアヘンが初の規制法である1868年の薬事法で厳格な規制をうけることはなく、広く薬として使用されていたことを、これまでの研究は指摘している。

しかし、当時のイギリスではアヘンに関する体系的な調査は行われなかったため、それらの研究は断片的に残っている史料を時代別、雑誌別の傾向を踏まえることなく引用している。その結果、アヘンは薬として広範に渡って使用されてきたと主張するのみで、アヘン認識の変化、ひいてはその変化と薬事法との関係性を明示していない。またイギリスにおけるアヘン認識と、中国に滞在したイギリス人のアヘン認識との相互関係も解明していない。

これらの問題にたいして本発表は、先行研究が度々依拠している雑誌に掲載されたアヘン関連記事の言説の変化を、質的に分析しただけでなく、量的にも処理した。その結果、1840年代を境に、万能薬から鎮痛薬へとアヘン認識が変化し、薬事法はその変化したアヘン認識にさらなる負のイメージを添加した、と指摘できる。

こうして1870年代にイギリスの医学・薬学界でアヘンが危険な薬物として認識されることで、それらの認識を共有した医師が関与したアヘン貿易反対運動は、運動の正当性をより強固に主張できるようになった。とりわけ、それらの運動を担ったのは、アヘン戦争以来、中国で活動していたイギリス系プロテスタントを中心としたミッションや、1874年にバーミンガムでクエーカーによって設立されたアヘン貿易反対協会に代表されるような協会であった。そもそも、それらのミッションや協会は、19世紀中葉以来、宗教上の道義性から、中国にイギリスが強制したアヘン貿易の非人道性を批判していた。そして、この批判行為は、1870年代になって、アヘンを使用する際の危険性を認識した医師の関与を受けて、より説得力を持つようになったのである。つまり、医学的なアヘン認識の変化が、宗教的な行為の正当性を支えるのに貢献した、と言えるのではないか。

8. イギリス労働運動と教会 —19世紀後半における農業労働者の組合活動を中心に—

馬淵 彰

本報告は、メソディズムがイギリス労働組合の発展にいかにかかわってきたかという間に、「全国農業労働者組合(1872-1896)」の成立、発展との関連で答えようとするものである。

このテーマについて長いあいだ支配的な理論的枠組みを提供してきたのは、19世紀のイギリス社会が革命的でなく漸進的改革路線を辿った理由はメソディズム・福音主義運動が労働運動を進展させたことにあるとしたフランス史家アレヴィである。アレヴィ・テーゼの影響のもとで、メソディズムの創始者たちを英国労働運動の精神的祖とする見解がウィアマスを含めた英国学者間に普及し、労働運動の思想的根源、組織、教育活動、福祉事業とメソディズムの関係に関する研究が20世紀初頭から盛んになり、組合運動家の演説に出てくる説教調、組合歌のなかの賛美歌メロディーなどが両者の関係を立証する証拠として採用された。

ところが1970年代から登場してきたのは、このような、いわば偶像化され、romanticizedメソディズム観を修正し、アレヴィ呪縛からの解放を求める研究者たちである。修正派は教会と労働運動の関係を、よりきめ細かく地域別、産業別に研究し始め、その結果、メソディズムとイギリス社会の関係は単純ではなく、メソディズム自体も一枚岩でないことが明らかになった。たとえば国教会がメソディズムに友好的だった地方のメソディズムは組合運動に中立的ないし敵対的だった。

修正派の台頭に抵抗し、かつての通説の復権を企てたN.スコットランドは、1980年、「全国農業労働者組合」運動発展に主要な役割を果たしたのはメソディズムだという見解を発表した。本報告は、イギリス南部の諸州(パークシャー、ウィルトシャー、ドーセット、ハンプシャー、サリー)で、労使交渉と国内外の労働移住促進で急成長した1872-75年の期間における全国農業労働者組合の活動にメソディズムがいかなる役割を果たしたかを、地方史料に基づいて検討し、スコットランド説ないしアレヴィ・テーゼの修正を試みる。

現代史部会 I

報告者

1. 前川一郎 (創価大学)
2. 水野祥子 (大阪大学)
3. 穂鷹知美 (学習院大学)
4. 兼子 歩 (北海道大学)

1. 南アフリカ連邦形成と「植民地帝国主義」 — 帝国・植民地・先住民 —

前川一郎

南アフリカ戦争（1899-1902）で二つのブール人共和国を占領したイギリスは、1910年、新たな自治領として南アフリカ連邦を建設する。南部アフリカに最終的なイギリス支配を確立する「帝国事業」は、その推進者の名を取って「ミルナー主義」と呼ばれた。だが実際に連邦建設の主導権を握ったのは、1908年初頭までに、ケープ、トランスヴァール、オレンジ川の各植民地政府で政権をとった植民地政治家であった。かれらは、帝国政策担当者だけでなく、圧倒的な存在感をもつ先住民のアフリカ人や、アジアやイギリス帝国からの移民との間に生じた重層的な支配・被支配関係の要の位置にいた。対外的には自治領のかたちをとるが、国内的には先住民を支配し、独自の国家建設と国民創出にあゆむ「植民地帝国主義（J.A. ホブスン）」が、そこに芽生えていた。

従来の研究史は、連邦の舵取りをめぐるアングロ（帝国官僚とイギリス人入植者の双方）とブール（及びアフリカーナー）との対立に注目する。かれらの「和解」のために先住民や他の集団が「代償」にされたという。また「アパルトヘイト」政策の歴史的淵源に関して、イギリス悪玉論やアフリカーナーは、戦後いち早く結束した。そして本国イギリス政府の干渉を排除しつつ、しかし帝国支配者として「ヨーロッパ系住民」以外の集団を統治する具体的な諸政策を独自に実行することができた。だからこそ、インド人やアフリカ人の組織的な政治運動が現実には相当の存在感を示していたとしても、かれらは戦後の白人支配体制のなかで実質的な政治的権利を獲得できなかった。先住民にとっては、「アングロ・ブール」の対立よりも、結局のところ白人入植者の存在そのものが大きかった。

連邦建設過程における問題の核心は、単に「アングロ・ブール」の対立構造にあったのではない。そうではなくて、「植民地帝国主義」の存在、そしてそのイギリス本国（帝国）との関係にある。そのことを、J.C. スマッツら代表的な植民地政治家をとりあげながら考察したい。しかし一方で、南アフリカは、他のイギリス自治領と比べても先住民が人数のうえで圧倒的であった植民地であった。そうした先住民を少数派の白人入植者（及び帝国官僚）が支配するなかで形成された南アフリカ連邦であった。だとするならば、帝国、植民地、そして先住民との間に生じた重層的な支配・被支配関係こそ問題としなければなるまい。

2. イギリス帝国における環境保護主義の成立 — 植民地インドにおける森林保護政策を通して —

水野祥子

本報告の目的は、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、イギリス帝国内に環境保護主義が成立する過程を明らかにすることである。環境史においては、1980年代から、環境と帝国との関連を問う研究が注目されるようになってきた。なかでも、森林に関する研究は、ここ十年の間、特に注目されている。本報告では、1864年に設立され、帝国内の森林保護政策の展開と環境保護主義の確立に中心的役割を果たしたインド森林局の活動を、主な分析の対象とする。

主要なテーマの一つは、帝国内の環境保護の成立に植民地の森林管理官が果たした役割を論じることである。イギリス帝国で最初に林学と森林保護政策を確立し、帝国各地に広めたのはインドであり、本国イギリスは、その影響を受けて、第一次世界大戦後ようやく本格的な森林保護政策にのりだした。これは、近年、科学史の分野で指摘されている植民地科学者のイニシアティブを裏付けるものであるだろう。他方、インド森林局の発展には、大陸ヨーロッパの林学が影響を与えていた。森林保護政策は、19世紀末以降、林学ネットワークを通じて帝国各地に普及したが、同時にフランス、ドイツ、アメリカなど、帝国の枠を越えた相互影響も見られた。この動きは、大戦間期以降、ますます強まることになる。

第二のテーマは、環境保護に関連した森林管理官のアジェンダを分析することである。天然資源の持続的開発というコンサベーションの概念が林学から発展したことは既に指摘されているが、ここでは、より包括的な環境保護主義に関する議論がなされていたことを明らかにする。森林枯渇が土壌浸食、洪水、水源の枯渇、降雨量の減少など気候の変化、干ばつとその結果生じる飢饉などの問題を引き起こすという認識は、一般に乾燥化理論（desiccation theory）として林学の展開とともに世界的に普及した。本報告では、植民地の林学・森林政策が、こうした環境保護主義の確立に特に積極的に関わったことを示したい。

環境と帝国との関連が語られるとき、従来は、帝国支配による環境破壊という面が強調されてきた。しかし、環境保護主義の成立、普及という観点からは、別の面が見えてくるのではないか。それを明らかにすることが、本報告のねらいである。

3. 近代ドイツにおける都市の緑地の展開 —世紀転換期のライプツィヒを中心に—

穂鷹知美

近代ヨーロッパでは、産業化、都市化に並行し、都市内部に新たに緑地を設ける動きがあらわれてくる。これまでの都市の緑地の展開に関する研究は、市当局の緑化行政に関してであり、問題とされるものはほとんどが公共緑地政策であった。しかしドイツ東部の都市ライプツィヒでは、公共緑地の発達と並行して、住民主導型の緑地、クラインガルテン施設が都市で急増しており、都市の重要な緑地の一形態であったと言える。クラインガルテン施設とは、クラインガルテンと呼ばれる賃貸制園芸用地の集合施設を指すが、ライプツィヒでは運動場が併設された独自の複合形態の施設として定着した。本発表では、世紀転換期のライプツィヒにおけるこのクラインガルテン施設の興隆を公共緑地の発達と対比させみてゆき、近代以降の都市の緑地の展開について再考する。とりわけ都市に形成されてくる緑地と都市住民の生活との関わり方に注目する。

具体的には、公共緑地とクラインガルテン施設の設置経緯や実際の利用状況から考察する。その特徴及び相違点をまとめると、以下ようになる。両緑地施設は、自然の中での休養を評価する近代的生活規範に裏付けられており、特に余暇の場としての機能の重視が世紀転換期において顕著になる。但し、都市における分布や、都市住民の具体的な利用方法においては、公共緑地とクラインガルテン施設に大きな差異がみられる。公共緑地は都市の住居が密集する中心部には十分に設けられず、都市郊外に偏って分布しており、また利用法では、世紀転換期においても依然として市の造園監督らによる管理・制限が目立つ。一方、クラインガルテン施設は、各施設は小規模であるが全都市域に分布しており、住宅に近い施設に仕事の後に立ち寄るのは、公共緑地に比べ、容易であったと思われる。また、園芸用地を供給するだけでなく、青少年の健康促進活動から祭、映写会などの多様な活動・催しを行い、様々な年齢層・社会層の人々に多様な利用機会を与えていた。

クラインガルテン施設は、住民主導型の緑地というだけでなく、設置後も住民の需要や要望の受け皿として変化する柔軟性に富んでいた。特に世紀転換期には都市のそれぞれの市域に根ざした福祉・文化施設としての側面が強く、同時期の公共緑地と大きく異なる機能を都市で果たしていたといえる。

4. 女性の権利を支持する男性たち —世紀転換期グリニッジ・ヴィレッジの知識人たちを例に—

兼子 歩

近年アメリカ合衆国においては、女性史研究の蓄積の成果を受け、従来ジェンダー的観点からは十分に考えられてこなかった「男性」たちの歴史を、ジェンダーの観点から再検討する男性史が盛んになりつつある。これは、女性史を歴史学の特殊な一分野として囲い込むことを防ぎ、「伝統的歴史学と女性史の総合となる新しい一般史、あるいは全体史」(ゲルダ・ラーナー)を目指す上では有効なアプローチの一つであると思われる。

本報告では、かつては女性史研究の中心的な研究対象の一つであった女性参政権運動に関連し、サフラジストを支持する男性たちを取り上げて、女性参政権運動—より広くは、女性の権利を求める運動—がもたらしたジェンダー関係の再編成の場において、彼らの言動がどのような意味を持っていたのか、男性性の再構築という観点から検討したい。

今回は、そうした男性たちの例として、20世紀初頭のラディカルな文芸・評論誌として知られる『マッシュズ(the Masses)』誌の編集者マックス・イーストマン(Max Eastman, 1883-1969)らをはじめとした、ニューヨーク市グリニッジ・ヴィレッジのラディカルな知識人たちを取り上げる。イーストマンは、同誌上で参政権をはじめとする女性の権利を擁護する論調を展開し、また女性参政権を支持する男性の組織「女性参政権のための男性同盟(the Men's League for Woman Suffrage)」の発起人の一人でもあった。

彼らの論説やパンフレット、「男性同盟」の活動などを通じて、以下の点を明らかにしたい。すなわち、女性参政権や女性の権利を擁護する言動を通じて、彼らはいかなる男性性を構築しようとしていたのか、そしてそれは20世紀転換期におけるシティズンシップ概念のあり方—まさにこの時代には、産業構造の変化、帝国主義、移民の増加、女性参政権運動の高まり、人種隔離の進展と黒人の権利運動などによって、政治体とシティズンシップのあり方は再定義を迫られていた—にとってどのような意味を持っていたのか、という問題である。

現代史部会 II

報告者

1. 清水 聡 (明治大学)
2. 土屋和代 (東京大学)
3. 吉岡 潤 (京都大学)
4. 細谷典子 (一橋大学)

1. ドイツ民主共和国と「社会主義のなかの教会」

清水 聡

1990年のドイツ統一を影から支えたアクターの一つとして、ドイツ民主共和国(以下、東ドイツ)のプロテスタント教会(以下、教会)が存在していたことは、まだ我々の記憶に新しいところである。しかし統一時、自立的に見えた東ドイツの教会は、実際のところ、そうした外観を、1970年代以降、「社会主義のなかの教会」と言われるように、国家との妥協の結果確保したのであった。

周知の通り、冷戦の進展は、ドイツを東西へと分裂させ、そのことはプロテスタント教会をも東西へと分裂させる可能性をもっていた。それゆえ戦後初期のプロテスタント教会にとって、ドイツ統一問題は単に平和の確保ということ以上の意味合いを持っていた。東西ドイツの新教教会の連絡機関としての役割を果たしたドイツ福音教会(EKD)は、しばしばドイツの一体性について人々の注意を喚起した。しかし東ドイツでは、教会のドイツ統一へ向けた動きは報われることが無く、むしろ冷戦の進展に伴い、教会は東ドイツ国家による抑圧政策にさらされることになった。これに拍車をかけたのがベルリンの壁の建設(1961年)であり、これによりドイツ統一へ向けた展望が閉ざされたばかりか、「壁龕社会」と呼ばれる社会状況が作り上げられていくきっかけとなったのである。1968年に制定された東ドイツの新憲法において宗教教育に関する条項が削除され、教会側にいっそう不利な状況がもたらされる中で、EKDは東西に分裂し、東ドイツには新たに全国福音教会連盟(BEK)が形成された。EKDの分裂は、東ドイツにおける教会の姿勢がドイツの統一から、社会主義体制の中で、教会の位置と役割を確保することへと転換したことを、象徴する事態であった。1971年に出された「社会主義のなかの教会」という定式は、この転換をよく表しており、東ドイツの教会が国家との協力関係を摸索する上での指針となった。

このように、教会と国家の関係が、①対立から協力へ、さらには②ドイツの統一から社会主義体制下での新たな教会の役割の摸索へと転換したことに関して、本報告では教会の側に焦点を当てながら、何故教会が国家との妥協(さらには協力)の道を摸索していったのかを検討する。その際、教会と国家との関係を、ドイツ統一問題(外交問題からの視点)と東ドイツ社会の問題(内政問題からの視点)から派生した諸利害をめぐる教会と国家の相克の問題として見ることを主眼とする。

2. 「貧困との戦い」の後退とその背景

—市長による介入と「暴徒支援」という神話—

土屋和代

1964年8月20日、経済機会法の制定とともに中心機関である経済機会局(OEO)が設置され、貧困に対する「無条件の戦い」を唱えた「貧困との戦い」が正式に始まった。本報告は、アメリカ現代史の中でニューディール期と並び「福祉国家体制」形成の時期とされる、この「貧困との戦い」と呼ばれる福祉政策をとりあげる。中でも、「貧困との戦い」を代表する事業であり、「貧困層」の政策決定過程への参加を推進するとともに多様な事業の調整・統合を目的とした「コミュニティ活動事業(CAP)」に焦点をあてる。

CAPをめぐる先行研究は大きく分けて次の二つの点を主に論じてきた。一つは、「貧困との戦い」事業の中で最大の注目を集めた「貧困層」の参加を定めた経済機会法の条項を、誰がなぜ起草したのかという政策立案者の意図をめぐる研究であり、もう一つは実際に全米の都市で展開したCAPがいかなる影響を及ぼしたか、特にCAPを通じた「貧困層」の参加の意義を分析した研究である。

しかしながら、CAPが始まってからわずか二年の間に後退を迫られ、それが「貧困層」の人々に多大な影響を与えた点、またなぜそもそも後退が迫られたのかという点については、従来の研究では十分に取り上げられてこなかった。CAPの意義を強調する研究が存在する一方で、CAPを批判し「貧困との戦い」を「失敗」とみなす研究は経済機会法がそもそも矛盾に満ちていた点をその原因として指摘している。CAPが次第に後退を迫られた原因とその影響については、従来十分に分析されてこなかったのである。

そこで本論は、CAPの後退がいかなる影響を与えたのか、ロサンゼルス事例を取り上げて具体的に検証するとともに、その背景は何だったのかを分析したい。史料としては、ロサンゼルスにおけるコミュニティ活動事業(EYOA)の出版物や新聞、黒人やメキシコ系居住区の新聞の他、ジョンソン・ライブラリーが保管する「貧困との戦い」史料(マイクロフィルム版)、「貧困との戦い」関係者に対して行われたオーラル・ヒストリー、連邦議会の議事録や公聴会記録等を参照する。大都市市長とCAPとの関係と、60年代後半に全米の多くの都市で起こった暴動が与えた影響に特に注目して、「貧困との戦い」の後退が与えた影響とその背景の考察を試みる。

3. ポーランドにおける共産党一党体制の成立 —「人民民主主義」期の評価をめぐって—

吉岡 潤

第二次世界大戦後の東欧諸国において、各国でスターリン主義化が一斉に進行した1948年までの時期はときに「人民民主主義」期と呼ばれ、連立政府・複数政党制の機能や経済的多元主義など、各国の独自性が前面に出た時期とされる。

近年の研究も、同時期にはソ連が安全保障の度合いに応じて各国別に異なる政策を追求していたことを示している。その中でポーランドは、ソ連にとって、ドイツとの地政学的関係からも、また戦後復興にとっての経済的要請からも最重要戦略拠点の一つであり、何をおいても掌握すべき地域であった。その結果、ポーランドに対するソ連の関与の度合いはスターリン主義化以前にあって高く、ポーランドは早い段階からソ連への従属を余儀なくされた。そうしたソ連の関与のもとで、ポーランドにおける複数政党制は、共産党（ポーランドにおいては労働者党）が常に圧倒的な優位を保持し、かつそのことを前提とする擬制的なものとなった。

この複数政党制の擬制的性格はしばしば指摘されてきたが、共産党がどのような理論に基づき、具体的にどのような手法で擬制的連立を維持したのか、その実態は必ずしも明らかにされていない。本発表は1989年の体制転換後に公開された史料に基づき、共産党の諸政党に対する支配の構造を明らかにし、そのヘゲモニー行使の実態を検討する。共産党は自党の優位を決して揺るがせず、社会党など他党に自立志向が見られるやその芽を摘み取り、その衛星政党化を図った。また事実上唯一の合法反対派として活動したポーランド農民党に対しては、共産党は硬軟あらゆる手段を用いて同党を壊滅に追いやり、最終的には社会党との合同を経て実質的な一党独裁体制を樹立した。

政治・経済を問わずあらゆる局面で一元的支配を確立していったこの過程で、共産党は一枚岩的結束を見せている。従来のポーランド史叙述は、ソ連追従のいわゆるモスクワ派人脈に対して、「社会主義へのポーランドの道」を追求する「国内派」の存在を共産党内に措定し、これをもって「人民民主主義」期の特徴とするが、この対立の図式は単純には成立しえないのである。本発表はこの点をも明らかにし、加えてポーランドのソ連に対する従属のメカニズムもその一端を明らかにするであろう。

4. アメリカ南部白人リベラルの活動と旧体制の動揺

細谷 典子

本報告では、1930年代後半～40年代にかけて、アメリカ南部地域の抱える経済的・社会的問題の改善に取り組んだ南部白人リベラル、特に、かれらが創設した組織である南部ヒューマンウェルフェア会議(the Southern Conference for Human Welfare)に注目し、その活動がアメリカ南部の旧体制の動揺にどのように関わっていたのか検証していくことを目的とする。

プランテーションを中心とするアメリカ南部の政治的・経済的・社会的体制は、大恐慌を機に疲弊を露にした。経済的貧困・教育レベルの低さ・労働環境の劣悪さ・不衛生といった問題が次々と浮上り、改善の必要性が叫ばれた。そのような状況の中で、改革にのりだした一つのグループが南部白人リベラルだった。かれらが組織した南部ヒューマンウェルフェア会議は、旧来の体制にメスを入れるような斬新な改革を提案したのである。つまり、旧体制を維持するために一役買って来た南部のシステム — 人種隔離制度や、黒人・プアホワイト・女性からの政治的権利の剥奪等 — を変革しようとするような改革を遂行しようとしたのである。それに対して、政治家やプランテーション経営者等旧体制の指導者は、危機感を募らせ、南部白人リベラルの活動・思想を脅威と捉えた。弱者の権利を剥奪することによって強固にしてきた支持基盤を揺るがすような南部白人リベラルの改革は、旧支配層の権力を崩壊させる方向性を持っていたからだ。ゆえにかれらは、旧来の南部体制を死守すべく抵抗・反発した。そこで本報告では、アメリカ南部の旧体制の動揺を、南部白人リベラルの改革とそれに抵抗を示す旧支配層という両側面から捉え、南部白人リベラルの活動の社会への影響や歴史的意義を明らかにしていくことを試みる。

小シンポジウム I

ヨーロッパの政治社会
— 長い18世紀の連合王国 —

問題提起

近藤和彦 (東京大学)

報告者

坂下 史 (愛知県立大学)

青木 康 (立教大学)

西川杉子 (神戸大学)

コメンテーター

勝田俊輔 (東京大学)

高沢紀恵 (国際基督教大学)

司会

近藤和彦

二宮宏之 (フェリス女学院大学)

問題提起

近藤 和彦

この間の歴史的学問の展開により、国家・国民という概念は相対化されてきた。一方でローカルな生活、マイナーとされた集団のありかたが究明され、他方で広域システムの構造が分析されてきた。また1990年前後からの世界史の急転も、歴史学に再々考をうながしている。そうしたなかで近世・近代ヨーロッパの政治社会をめぐる研究成果にはめざましいものがあるが、この小シンポジウムでは問題をやや絞って、長い18世紀の連合王国における政治社会を討議したい。

用語について、若干の説明が必要であろう。長い18世紀とは、ほぼ1680年代～1830年前後の期間をさし、いわゆる名誉革命体制をひろく考える。連合王国 United Kingdom (of Great Britain and Ireland) が正式の国名となるのは1801年だが、連合王国という表現は18世紀前半から用いられていた。多様な要素からなったイギリス諸島の複合国家を United Kingdoms でなく、単一の王国とよぶことには、強い意志が現れている。また、国家・市民社会よりも政治社会 (political society) に注目するのは、限定的でなく共同体・秩序の動態を問題にしたいからである。

各報告とコメントは、社会史と政治史、国制史と思想史の交わる領域における研究にもとづくものであり、全体として統治・権力・公共・徳・礼節・独立・モラル・貧困などをめぐる論議にもかかわる。18世紀人も我々と同じく、歴史的に継承した、その時代の政治文化資産をわがものとしつつ考え行動したから、考察はときに時間的に遡り、またヨーロッパ大陸や植民地との関連にも及ばないわけにゆかない。経済システムを考慮すればなおさらである。

坂下報告は、救貧をめぐる係争がどのような回路をへて処理され、そこにどのような力が作用したのか、地方都市の経験にそくしてメカニズムを明らかにする。青木報告は、国制の原則にも深くかかわる議員と有権者の行動のあり方を、具体的問題にそくして構造的に分析する。西川報告は、SPCKという任意団体のヨーロッパ的ひろがりを探し、プロテスタントの国際性と国教会を論じる。これら長い18世紀の連合王国の成りたちをめぐる研究報告は、さらにアイルランド史からの照射によって明確に浮き彫りにされ、またヨーロッパ主権国家体制と啓蒙といった文脈において位置づけ直されるであろう。

報告要旨 1

地域政治のダイナミズム —local issue と local act—

坂下 史

イングランドでは、いわゆるエリザベス救貧法 (1601年) によって、貧民監督官、教区委員といった教区の役人たちが救貧については第一の責任を担うとされた。しかし、17世紀末以降、旧来の教区の壁をこえるあらたな組織をうち立てることによって、救貧システムを再編成しようという数多くの提案と、実践的な試みが現れた。そのようななかで最もよく知られたものが、1690年代と18世紀の最初の20年間に14の地方都市で設立された救貧社 (corporations of the poor) である。救貧社は、第一義的にはローカルなイニシアティブにもとづき、公式には local act (地域特定法) の制定をもって設立された、特定の地で特定の目的を遂行するための行政機関 (statutory authority) である。イングランド南西部の主教座都市エクセターは、このときに救貧社がつくられた14の都市のうちのひとつである。本報告では、エクセター救貧社の活動をめぐって1780年代に市内で起こった論争を取り上げて検討する。

Statutory authority の活動にかかわる係争が地域の政治問題に発展した場合、地域住民たちは、しばしば問題をローカルな範囲で完結させず、議会 (Parliament) に請願して立法措置を模索した。これは、この種の機関が救貧などの公的な性格をもった事業を遂行し、地方税 (rate) を課するが多かったという点に関係している。Local act を軸に地方と中央のあいだを往復するこのやりとりのなかに、地域政治のダイナミズムを見てとることができる。こういったダイナミズムは、地域の活性化に寄与しただけでなく、連合王国の政治社会のなかで問題と政策を標準化する作用もあった。

報告要旨 2

選挙区・議会・政府

青木 康

18世紀イギリスの政治を考えるにあたっては、今日の議院責任内閣制下の政府と議会の関係を前提とせず、当時の選挙区、議会、政府の三者間の関係を事実とくして検討する必要がある。そのために、本報告では、下院議員が有給の官職に任命されると、議員をいったん辞職し、その後の補欠選挙で再選されることにより、その官職と議員の職の兼職が許されるという制度に注目した。報告の主要部分をなすのは、1715年から1790年までに行なわれたこの種の補欠選挙に関するデータの紹介と、その分析である。

本報告が対象とする補欠選挙は全部で865件であるが、その発生率は選挙区の種別により大きく異なっている。有権者が多く、その意思が選挙結果に反映されやすいイングランドの州選挙区や大規模な都市選挙区では、この種の補欠選挙は起こりにくい。それに対して、少数の有力者の支配下に置かれることが多く、有権者の意思が表明されにくい小規模な都市選挙区では、より頻繁に見られた。この事実は、有権者が議員の官職就任、すなわち政府への取込みに警戒的であったことを示唆している。そのために、成長しつつあった18世紀の財政軍事国家は、その要員の多くを、有権者の意向に拘束されにくい小規模な都市選挙区を代表する下院議員に求めることになったのである。しかし、こうした有権者の意向も時とともに変化する。18世紀後半には、官職に就任して、いったん議員を辞職した前議員が、補欠選挙で対立候補からの挑戦にあわず無風で再選されるケースが世紀前半と比較してより多くなる。これは、選挙区の有権者が政府への議員の直接的な参加を受け入れるようになっていった結果であろう。

このように、下院議員の官職就任・議員辞職にともなう補欠選挙は、18世紀イギリスの政治社会を検討する上で格好の材料である。

報告要旨 3

プロテスタント・ネットワークのなかの連合王国

西川 杉子

近代イギリス国家形成をめぐる議論のなかで、宗教とnational identityの関係は、現在もっとも注目されているトピックの一つである。たしかに1688-89年の革命によって成立した名誉革命体制においては、カトリックの「ジャコバイトとフランス」からの脅威に対してプロテスタンティズムを守ることが政治エリートたちのアイデンティティの核にあった。しかし、ここで彼らのプロテスタンティズムを外敵(Other)から国家の枠組み(Us)を規定するイデオロギーに単純化することは、18世紀イギリスの政治社会の複合的な性格を軽視してしまうことに結びついているのではないだろうか。

本報告は、ロンドンの政治エリートのネットワークを①18世紀にいたる宗教改革運動、②ヨーロッパ規模での多中心的なモラル・リフォーム運動との連関のなかで検討することによって、nationalなものには収斂しきれない「連合王国」のプロテスタント共同体のありかたを示したい。特にとりあげるのは、1699年にロンドンの政治エリートを中心にプロテスタント版布教聖庁をめざして結成されたヴォランタリ・ソサエティSPCK (Society for Promoting Christian Knowledge: キリスト教知識普及協会)である。SPCKの主要メンバーたちは、アイルランド・スコットランドを含めた名誉革命体制の政治社会を支える重層的なネットワークの結節点として働く一方で、ヨーロッパのプロテスタント諸宗派との連帯運動を肯定し、その世界はバルト海からサヴォイアまで拡がっていた。長期的にはSPCKはイングランド国教会のヘゲモニーにからめとられてゆくのだが、啓蒙の世紀の多様な文化のありようを示しているといえるだろう。

小シンポジウム II

現代国家の正統性と危機

問題提起

中野隆生 (東京都立大学)

報告者

紀平英作 (京都大学)

石井規衛 (東京大学)

渡辺和行 (奈良女子大学)

コメンテーター

石原俊時 (立教大学)

新井政美 (東京外国語大学)

司会

木村靖二 (東京大学)

中野隆生

中島 毅 (東京都立大学)

問題提起

中野隆生

「グローバリゼーション」が日常的に身近なところで実感される現在、国際秩序の自明の単位をなしていた国家というまとまりも大きく揺らぎ変容をせまられている。その揺らぎ方はまことに多様である。ヨーロッパにかぎってみても、イギリス、フランスなどの西欧諸国では福祉国家の行き詰まりがあらわとなり、ソ連解体後のロシアでは社会的均衡を可能とする枠組みが模索され、旧ユーゴスラヴィア地域の人びとは世界注視のもとで自前の民族国家の建設に邁進している。そして、EUは既存国家と超国家との緊張関係のなかでジグザグを繰り返している。

行き詰まり、崩壊し、変容し、模索し、再編される国家、そこに焦点をあわせて、過ぎ去ったばかりの20世紀をとらえる手がかりをえたい、これが本シンポジウムの出発点である。ここでは、第二次世界大戦後からオイルショックまでの約30年間の国家を、さしあたり現代国家としておきたい。激動の20世紀を振り返ると、危機に満ちた冷戦期は、一定の国際秩序がつづき、欧米諸国家がそれなりに安定しているかにみえた時代であった。冷戦は終わりを告げたが、現在の国家はなおその延長線上にある。冷戦期には、現代国家の正統性をめぐる根源的な問いかけはなされなかった。しかし、今、それが問われているのである。

本シンポジウムは、アメリカ、ソ連、フランスを事例にした報告、スウェーデンとトルコからのコメントで構成される。いうまでもなく、冷戦期以降にかんする歴史研究はいまだ星雲状態にあり、20世紀の全体像をえがくには必ずしも機は熟していない。したがって、本シンポジウムには問題提起としての意味があり、20世紀像構築の一助になればとの思いがこめられている。

報告要旨 1

国民国家と帝国のはざま

—展開する20世紀アメリカ合衆国国家—

紀平英作

20世紀世界史を概観するとき、アメリカ合衆国の政治体制は、その安定性・持続性において特異であったといつてよい。三権分立を主原理におく連邦共和政体という基本骨格は、18世紀末以来のものであった。なるほど合衆国憲法は、細かな意味で今日まで不変であったわけではない。南北戦争直後に導入された3つの憲法修正条項は、奴隷制の撤廃などこの国の憲法体制の根本的変化を呼び起こすものであった。しかし、それに比べれば、20世紀に入って加えられた新たな修正条項は、合衆国国家の政治体制をより機能的に整えたとは言え、根底から改変する質のものではなかった。20世紀アメリカ社会が、19世紀から引き継ぐ既存国家体制の外観に対して、強い正統性を認め、すべての権力の根元をそこに求め続けた事実は、まず確認すべきこの国の歴史的特徴であろう。

だとすれば、問題は、そのような20世紀合衆国国家の外見的安定性、さらには強固な正統性の保持をどのように理解し、歴史的に評価するかということにもなる。ちなみに基本体制としての憲法の安定性は、この間の政治展開の平板さをそのまま意味するものではない。20世紀に入って合衆国国家は、連邦制度にみる連邦中央と州の間における権力分配のあり方など、体制運営の重要な手法を構造的に手直しし、さらには体制保持のイデオロギーやレトリックをも、国内政治経済危機や国際状況の変化にあわせて修正した。その手直しや修正は、人によればある種の「革命」——「憲法革命」——に近いものであったという。

報告者はそれが「革命」かどうかの判断は別として、20世紀のアメリカ合衆国国家がその姿態をやはり微妙に変え、また態勢のレトリックを複雑に修正してきたという立場に立つ。報告は、その姿態の変容、さらにはレトリックの変化の要点を整理、検討することを第1の課題とする。かかる検討が、シンポジウムが意図する20世紀国家の正統性の問題を考え、さらには国家を通してみる20世紀史の理解の一助となれば、幸いである。

報告要旨 2

ソ連国家再考－演劇論的視点から－

石井 規衛

ソ連体制（党＝「国家」体制）が解体して10年、20世紀におけるその位置や、逆に、ソ連体制が存在していた20世紀という時代のあり方が、あらためて問われている。本報告の課題は、ソ連体制の演劇性をクローズ・アップすることによって、そうした問いにこたえようとする試みの一つである。なお特殊には、これまで経済史、政治史、社会史、制度史、文化史などさまざまな分野で行われてきたソヴィエト期ロシア史研究相互に見通しをつけようとする、一つの試みでもある。その意味で、ソ連体制との関連に限って言えば、演劇論的な視点とは、総合的な視点を目指す試みともいえよう。

演劇論的な視点を強調する理由のうちで、もっとも重要なものとしては、第1に、もともとソ連体制自体が、演劇的な性格を本質的特徴としていたこと、したがって第2に、ソ連体制の動態にいつそう即した接近方法でもある、との認識があるからである。

ソ連体制は、1917年ロシア革命というすぐれて演劇的な空間のさ中に、19世紀的な世界秩序と全面的に対決する新しい秩序の樹立というシナリオをもって敢行された、ボリシェヴィキ指導部の演劇的行為を起源としていた（10月革命）。その結果、体制の指導部は、国内外にむけての演劇的な振る舞いを、その後も強いられることになった。もとより演劇的な行為は、国内外の「観客」との間の相互的な行為である以上、指導者の意のままになるものではない。初源のシナリオにそった演技の継続能力こそが、その体制の正統性の保持と同義であり、その能力の喪失はソ連文明の解体を意味する以上、自らの行為の効果の如何に日々替え、日々新たな演技が強られる。そこに体制のダイナミズムが由来するわけである。そうした演劇性を本質的な要素としていたソ連体制が、現代世界で有力な位置を占めえたという事実は、「現代国家」や現代世界のあり方を象徴するものであった。

報告要旨 3

フランス零年－ヴィシーと共和国－

渡辺和行

フランス零年とは、現代フランスの起点となった1944年を指している。この年からフランスは、ナチ占領下のヴィシー体制を否定して、レジスタンスに政治的正統性の根拠を求め、戦後再建を始めた。ドゴール派と共産党がその代表である。

2つの世界大戦という「戦争の30年」（1914-1944）の後に、「繁栄の30年」（1944-1973）が続いた。「繁栄の30年」は、第四共和政の成立からドゴールの政権復帰（1958）と退陣（1969）の時期と重なった。それは、神話化されたレジスタンスの正統性が色褪せていく時期でもあった。それとともに、「繁栄」の影に覆い隠されていたものが顔をのぞかせた。覆い隠されていたものは、ヴィシー政権の対独協力政策であり、とりわけユダヤ人迫害に関する問題であった。

1987年以降に開かれた「人道に反する罪」の裁判でも明らかにされたように、ホロコーストの犠牲者の多くは外国籍のユダヤ人である。なぜ外国人が真っ先に犠牲になったのであろうか。レジスタンスの正統性の前でいわば判断停止状態にあったのが、ホロコーストを可能にした政策や思想の探究であった。ユダヤ人の追放には、ヴィシー政府がユダヤ人に義務づけたユダヤ人登録カードが利用された。しかし、外国人の監視や登録は第三共和政に遡った。外国人を識別することは、近代国民国家のナショナル・アイデンティティと関わり、そこでは「国籍」「国民」「国民性」の定義が問題とされた。したがって、ヴィシーの排除政策と共和国の同化政策の論理の関係が問われねばならないだろう。

本報告は、「戦争の30年」から「繁栄の30年」を経て今日にいたる時代に、戦前から続く問題群の何が解決され何が積み残されたのかについて、ヴィシー政府の諸問題、とくにユダヤ人迫害の問題を「国民vs外国人」という文脈の下で検討し、現代フランス国家の正統性や危機、共和国の価値について考察しようとするものである。

中絶論争とアメリカ社会

萩野美穂

■身体をめぐる戦争—中絶は、殺人か、基本的人権か。もともと個人的な出来事をめぐる対立が映し出す、もうひとつのアメリカ。

四六判・三六八頁 本体3600円

世界史の臨界

西谷修

五百年の円環を閉じるヨーロッパ近代のプロジェクト、その運動原理とは—起源と固有性への回帰ではない、歴史のヴァージョンを求めて。四六判・三二八頁 本体2500円

時間の政治史

—グレゴリウス改革の神学・政治論争

瀬戸一夫

聖俗両権が入り乱れせめぎ合う—世紀西欧に起こった、聖餐の秘蹟をめぐる論争を、へ時間に関する闘争として読みとく斬新な思想史。A5判・三九二頁 本体6600円

現代社会革命論

—比較歴史社会学の理論と方法

シーダ・スコッチポル／牟田和恵監訳

革命研究に衝撃的影響をもたらした歴史社会学研究の第一人者がこれまでの研究成果を総合し、現代にまで射程を広げた必読の論集。A5判・三二六頁 本体6800円

総動員帝国

—満洲と戦時帝国主義の文化

ルイーズ・ヤング／加藤陽子ほか訳

満洲国を組み込んだ新しい日本帝国の成立から崩壊までの全史を、総動員帝国という斬新な視角から描く、壮大な歴史叙述。A5判・三七四頁 本体7200円

民族とナショナリズム

アーネスト・ゲルナー／加藤節監訳

「ナショナルリズムとは何か」という難問に、英国哲学界の巨人ゲルナーが、該博な知識を駆使して解明を試みた名著、待望の全訳。四六判・二六六頁 本体2400円

歴史／修正主義

高橋哲哉

「思考のフロンティア第11回」 激化する「民族」とナショナリズムの《記憶の戦争》に分け入り、歴史の中でどう判断すべきかを考える。B6判・二二八頁 本体1200円

中世都市の形成

—北西ヨーロッパ

A・フルヒュルスト／森本芳樹ほか訳

西欧中世都市の成立と展開を、政治史・宗教史・農村史・考古学・地理学等の最新知見を総合して叙述。中世都市研究の新しい視座を拓く。A5判・二四〇頁 本体4400円

岩波書店



〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
岩波ホームページ <http://www.iwanami.co.jp/>
[オンラインショップ オープン]

(定価は本体価格+税)

ヨーロッパの奇跡 E・L・ジョーンズ著 安元稔／脇村孝平訳
 環境・経済・地政の比較史 持続的経済成長はなぜヨーロッパで始まったのか？ アジアとの対比による比較的方法により、地勢、気候、災害などの環境要因と政治システムの規定的役割を解明する。 3800円

イギリス国民の誕生 L・コリー著 川北 稔監訳
 広範なプロテスト文化、長期に及ぶ対仏抗争、海外帝国の膨大な利益が「イギリス人」意識の形成にもたらした意味を、他者の構築、帝国の展開、内なる差異への対応などの観点から読み解いた話題の書。 5800円

紫煙と帝国 和田光弘著
 アメリカ南部タバコ植民地の社会と経済 砂糖と並ぶ「世界商品」たるタバコ。イギリス第一帝国に組み込まれた北米タバコ植民地の社会・経済の変容と、その歴史的構造を多角的・立体的に描き出す。 5800円

第三帝国の音楽 E・リーヴィー著 望田幸男監訳
 ニ○世紀文化史上の暗黒時代における音楽と政治の曖昧な関係を、現代にいたるドイツ音楽の連続性を念頭におきつつも、伝記的叙述から踏み出し、ナチ時代における音楽のあり方をトータルに把握する。 3800円

自国史の行方 近藤孝弘著
 オーストリアの歴史政策 ハイター現象をもたらしした歴史認識の陥穽を浮き彫りにするとともに、「犠牲者神話」の闇に取り組み歴史教育の現場から、歴史意識と国家像の清算されざる関係を鋭く問い直す。 3200円

帝政ロシア司法制度史研究 高橋一彦著 9000円
ニュートン主義とスコットランド啓蒙 不完全な機械の喩 長尾伸一著 6000円
極北の迷宮 北極探検とヴィクトリア朝文化 谷田博幸著 3800円
男同士の間 イギリス文学とホモソーシャルな欲望 セジウィック著 3800円
西洋中世史研究入門 佐藤彰一／池上俊一／高山 博編 3500円

名古屋大学出版会
 〒464-0814 名古屋千種区不老町名大構内
 TEL 052(781)5353 / FAX 052(781)0697
 http://www.unp.or.jp <税別>

伝クセノボン「アテーナイ人の国制」の研究
 真下英信著 我が国古代ギリシャ研究の空白領域を埋める初の研究書。ギリシャ語テキストとその翻訳併載 7000円

十二世紀ルネサンス 修道士、学者、そしてヨーロッパ精神の形成
 デイヴィッド・ラスカム著／鶴島博和・吉武憲司編訳
 12世紀ヨーロッパに起った知的復興運動を二大天才アッセルムとアベラールを中心に考察。 3000円

マグナ・カルタ J・C・ホウルト著／森岡敬一郎訳 英国中世史学の泰斗による「大憲章」研究の最高峰。従来の法解釈学的アプローチを超えた画期的研究。 18000円

アンシアン・レジーム期の結婚生活 フランソワ・ルブラン著／藤田苑子訳 フランスのロングセラー、待望の邦訳。歴史人口学・社会史・民俗学を基に平明に解説。 2200円

ドイツ農民戦争と宗教改革 近世スイス史の一断面
 野々瀬浩司著 宗教改革を端緒に広がったヨーロッパ最大の民衆運動を、スイスでの農民蜂起を中心に綿密に分析。スイス史研究最先端の業績。 5000円

19世紀アメリカの法と経済 折原卓著 19世紀のアメリカ合衆国の飛躍的な経済発展の原動力を、「法制度」の視点から分析した画期的論考。 4600円

慶應義塾大学出版会 〒108-8346 東京都港区三田2-19-30 [価格税別]
 TEL 03-3451-3584 FAX 03-3451-3122

ゲープハルト ドイツ史綱要 改訂第10版／全24巻
Gebhardt : Handbuch der Deutschen Geschichte
 10. Aufl. 24 Bde.

Hrsg. von Alfred Haverkamp, Wolfgang Reinhard, Juergen Kocka, und Wolfgang Benz
 2001~2006. (継続注文番号MSN: 00S0907)

1891~1899年に第1版が出版され、それ以来ドイツ史の概説書、研究の入門書として学界および教育界に歓迎されて版を重ねてきたドイツ史の古典が、この度最新第10版として刊行されます。ドイツの中世史家として名高いブルーノ・ゲープハルト(1858~1905)編纂による伝統を踏まえつつ、新たに参画した4人の編者が、第9版刊行以降に新たに発見された歴史研究の成果を反映させ、厳密に証明された歴史的事実およびドイツ史の包括的な情報が網羅されています。新版ではドイツ一国からの視点ではなく、ヨーロッパ史および世界史の文脈におけるドイツ史がとらえられており、それも政治的観点のみならず、経済、社会、構造、および文化の面から見た歴史が検証されています。ドイツ史だけでなく、ヨーロッパ史および世界史を研究する上でも必須の資料と申せましょう。全24巻は、中世後期(Bd. 1~8)、15世紀後期?19世紀初頭(Bd. 9~12)、19世紀(Bd. 13~17)、20世紀(Bd. 18~23)という4つのグループおよび索引(Bd. 24)に分けられ、そのうちBd. 9およびBd. 10が2001年3月に刊行される予定です。

ドイツ史上の問題1495~1608／政治改革と宗教改革1495~1555
Band 9: Probleme Deutscher Geschichte 1495-1608.
Reichsreform und Reformation 1495-1555.
 2001:3. 382 p. (ISBN: 3-608-60009-4 / 注文番号 MBN: 0054645) 概価 ¥6,510
宗教的時代と三十年戦争
Band 10: Maximilian Lanzinner, Gerhard Schormann:
Konfessionelles Zeitalter 1555-1618. Dreißigjähriger Krieg 1618-1648.
 2001:3. 382 p. (ISBN: 3-608-60010-8 / 注文番号 MBN: 0054874) 概価 ¥5,680

(Klett-Cotta, DEU) ※消費税は別途申し受けます。

丸善 (M) 丸善
 http://www.maruzen.co.jp
 [本社・日本橋店] 〒103-8245 東京都中央区日本橋2-3-10 ☎(03)3272-7211 振替:00170-5-5
 首都圏 店 舗=お茶の水・内幸町・赤坂・新宿・府中・立川・北千住・津田沼・舞浜・柏
 支店・店舗・営業所=千葉・八王子・大宮・札幌・盛岡・仙台・新潟・郡山・筑波・横浜・静岡・浜松・名古屋
 岐阜・金沢・京都・大阪・神戸・姫路・岡山・松山・広島・福岡・長崎・鹿児島・沖縄
 ニュージャージー・ロンドン・シンガポール

大戦前アジア地域史を新たな視点から検証する
1930年代のアジア国際秩序

- <章題と執筆者>
 総論 秋田 茂・籠谷直人
 第1章 綿業通商摩擦問題と日本の経済外交 籠谷直人 (京都大学助教授)
 第2章 東アジアにおける工業化型通貨秩序の成立 杉原 薫 (大阪大学教授)
 第3章 日本帝国の膨張と植民地工業化 堀 和生 (京都大学教授)
 第4章 日本植民地期台湾の対満州貿易促進とその社会的意義 林 満紅 (台湾中央研究院教授)
 第5章 戦間期中国の対外経済政策と経済発展 久保 亨 (信州大学教授)
 第6章 「帝国」秩序と検疫 飯島 渉 (横浜国立大学助教授)
 第7章 1930年代南アジアの貿易と経済 池本幸生 (東京大学助教授)
 第8章 英印経済関係とインド工業化の一側面 柳沢 悠 (東京大学教授)
 第9章 イギリス帝国の変容と東アジア 木畑洋一 (東京大学教授)
 第10章 ヘゲモニー移行期の米国と東アジア 石井 修 (明治学院大学教授)
 第11章 ジェントルマン資本主義と東アジア 秋田 茂 (大阪外国語大学助教授)

A 5判328頁、上製本・カバー付、本体3,500円

文部省助成出版

- レベラー運動の研究 友田卓爾著 A5判480頁9,500円
 ノルマン征服と中世イングランド教会 山代宏道著 A5判500頁8,000円
 スペイン・中南米関係文献目録 坂東省次編 B5判354頁8,544円
 移行期のロシア政治 皆川修吾編著 A5判470頁8,000円
 The Emerging Local Governments in Eastern Europe and Russia 家田 修編著 A5判400頁10,000円
 (文部省助成は2000年度より学術振興会に移管)

(株) 溪水社 広島市中区小町1-4 〒730-0041
 電話 082-246-7909 / FAX 082-246-7876
 E-mail: info@keisui.co.jp

高等教育の変貌

1860-1930

―拡張・多様化・機会開放・専門職化― K.ヤールオッシュ編
望田幸男・安原義仁・橋本伸也 監訳 英独露米4カ国における
高等教育の変化と動態を4つの点から論じ、現代における高等
教育の危機の先例となる現象を読み解く。 A5 五七〇〇円

ドイツ手工業の構造転換

「古き手工業」から三月前期へ―谷口健治著 一八世紀後半から
一九世紀前半にかけてのドイツ手工業の実態を多角的に捉
え、身分制から近代への社会構造の転換の中でいかに変貌し
ていったかを明らかにする。 A5・四五〇〇円

イギリス文化史入門

井野瀬久美恵編 ジャーナリズムや娯楽、階級などの具体的
なテーマを通じてイギリスの社会・歴史を分析し、イギリス
を全体として考察。 A5・二七〇〇円

イギリスのミドリング・ソート

―中流層をとおしてみた近世社会― J.バリー・C.ブルックス編
山本 正 監訳 従来のジェントルマン論ではとらえきれな
かった近世英社会の実像を中流層を軸に検証。 A5・三三〇〇円

ヨーロッパ史研究の新天地

―ポーランドからのまなざし― 中山昭吉・松川克彦編 ヨーロ
ップがひとつになろうとする時代に、ポーランド史研究の
視点からヨーロッパ史研究に一石を投じる。 A5・四〇〇〇円

歴史のアウトサイダー

B・レック著/中谷博幸・山中淑江訳 魔女狩り、ジプシー排
斥など、近代国家は何を犠牲にして生まれてきたかを問う。
A5・三三〇〇円

20世紀の歴史家たち 刀水歴史全書 45

編集 今谷明・大濱徹也・尾形勇・榊山紘一・木畑洋一
日本編「上下」世界編「上下」完結

◆日本編「続」進行中 四六・平均三五〇頁 各¥二八〇〇税別

ジェントルマンであること イギリス近代

山本 正編/大阪大学英国史研究会 A5 二七〇頁 ¥四〇〇〇税別

中世ジェノヴァ商人の「家」

アルベルゴ・都市・商業活動
亀長洋子著 A5 五八頁 ¥二〇〇〇税別

ベギン運動の展開とベギンホフの形成

单身女性の
西欧中世
上條敏子著 A5 三〇〇頁 ¥八四〇〇税別

人種主義国家ドイツ

一九三三
（人間科学叢書30）
M.バリー他著/柴田敬二訳 A5 三〇三頁 ¥四八〇〇税別

ギリシア独立とカポディストリアス

阿部重雄著 A5 二七〇頁 ¥三八〇〇税別

岐路に立つスイス

森田安一編著 A5 二九四頁 ¥六八〇〇税別

地中海の暦と祭

〔刀水歴史全書 56〕
地中海学会/高橋正男・榊山紘一編 四六 三〇〇頁 ¥二〇〇〇字価

フランス・ヨーロッパ帝国

S.ペラー著/坂井榮八郎監訳 四六 三〇〇頁 ¥三〇〇〇字価

昭和堂

〒606-8311 京都市左京区吉田神楽岡町8-158

TEL(075)761-2900 FAX(075)761-2960

http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/ *表示価格は税別です。

〒101-0065 東京都千代田区
西神田2-4-1 東方学会本館

刀水書房

Tel.03-3261-6190 Fax.3261-2234
振替 00110-9-75805

感性の歴史学

「感性の歴史」の研究で知られるフランスの歴史学者アラン・コルバン氏の語る「身体史」など社会史の方法と未来。 800円

プロシヤ型近代化の研究

プロシヤ農民解放期よりドイツ産業革命まで
圧倒的多数の国が属す「プロシヤ型」の近代化の歴史的構造
を分析して、後進国・近代化の原型を示した画期的著作。

サクセン農民解放運動史研究

農民解放の実施過程を土地負担償却協定や九月騒乱期と三月
革命期の請願書・民衆運動のパンフレットの分析から解明。

ウィーンユダヤ人

ユダヤ人は何故に排斥、攻撃され難民、放浪の歴史を辿つたの
か。世紀末、第一次大戦、戦間期に亘るユダヤ人社会の研究。

ロシア帝国の民主化と国家統合

二十世紀初頭の改革と革命
一九〇五年革命期に生じた議会制と内閣制の創出とその変化
過程を分析しロシア帝国近代化の問題点と限界性を解明する。

一八四八年革命の射程

ヨーロッパ革命一五〇周年記念出版
革命を総体として歴史に位置づけるといふ問題意識に立ち、
近代化、民主主義、国民国家、などの「近代」を再構築する。

イギリス革命のセクト運動

市民社会の成立を宗教セクトの発生史の中に捉え教会史、経
済史、都市史、歴史人類学などを総合した社会史的アプローチ。
非市民・奴隷の法的地位の相違から明らかにする。

古典期アテナイの市民・非市民・奴隷

エミリア・カザケヴィチ/柳俊夫編訳 4200円

女の歴史

全5巻
10分冊
別巻2

完結！

G・デュビイ、M・ペロー監修

セット計七〇八二五円

杉村和子・志賀亮一監訳

各六八〇〇円

I 古代 ①②

各四八五四円

II 中世 ①②

各四八五四円

III 十六〜十八世紀 ①②

各五八〇〇円

IV 十九世紀 ①②

各六八〇〇円

V 二十世紀 ①②

各六八〇〇円

別巻① 女のイメージ（画像が語る女の歴史）

九七〇九円

別巻② 「女の歴史」を批判する

二九〇〇円

G・デュビイ、M・ペロー編 小倉和子訳

九七一円

『女の歴史』への誘い G・デュビイ、M・ペロー他

予三三〇〇円

M・ペロー編 杉村和子・志賀亮一監訳

予三三〇〇円

『新版』女性史は可能か

予三三〇〇円

『新版特別寄稿』M・ペロー、A・コルバン

予三三〇〇円

好評書

リオリエント

「アジア時代のグローバル・エコノミー」
A・G・フランク 山下範久訳 2刷 五八〇〇円

西洋の支配とアジア

「西洋中心主義」徹底批判。フランクxウォーラスティン論争発端の書。
K・M・パニツカル 左久梓訳 2刷 五八〇〇円

気候の歴史

自然科学と人文科学統合の壮大な試み。プロードルが賛えた伝説的名著。
E・ルヒロワラテュリ 稲垣文雄訳 2刷 八八〇〇円

レジャールの誕生

「自由時間」から「レジャール」の時間への移行過程を丹念にあとづける。
A・コルバン 渡辺響子訳 六八〇〇円

藤原書店

月刊『機』B6変32頁 3月号No.113 三枝和子
/杉村和子/志賀亮一/山下範久/新宮晋/多
田富雄・榊原英資・川勝平太/清水徹/吉増剛
造ほか ●年間購読料2000円(送料・税込)

「ブックガイド2001」PR誌『機』見本誌呈
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町523
TEL 03-5272-0301 FAX 03-5272-0450
振替00160-4-17013 *表示価格は消費税別

御茶の水書房 〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 ▶価格は税別◀
電話03(5684)0751/ http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo/

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 電話[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】

歴史学研究会◎編

地中海世界史 [全5巻]

[46判/上製・カバー装/平均340ページ] 各巻●¥2800

1 古代地中海世界の統一と変容

民族・文化の接触と融合を軸に、前6～8世紀までの地中海世界の多様性と統一性の関連を、ギリシア・ローマ・ビザンツ、それぞれの場から究明する。

3 ネットワークのなかの地中海

地中海世界は、人・物・技術の交流を背景に、異質な要素を取り込み開かれた社会をつくりだした。これを可能にした政治・経済・社会システムを物質文化を焦点に描く。

4 巡礼と民衆信仰

キリスト教(カトリック、ギリシア正教)とイスラムに共通する宗教現象である巡礼と参詣を手がかりに、地中海世界の再解釈と全体的把握を目指す。

5 社会的結合と民衆運動

古代から近代にいたる地中海世界の家族・親族構造や移民、宗教活動、そして政治・社会運動を通じて、人・物質・文化の交流を繰り返してきたこの世界の特色を明らかにする。

2 多元的世界の展開 [次回配本]

歴史学研究会◎編

シリーズ 歴史学の現在

[46判/上製・カバー装/平均336ページ]

シリーズ第1回 ¥2500

越境する貨幣

シリーズ第2回 ¥4500

紛争と訴訟の文化史

シリーズ第3回 ¥2000

戦後歴史学再考「国民史」を超えて

シリーズ第4回 ¥2800

歴史における「修正主義」

シリーズ第5回 ¥3600

再生する終末思想

英国カトリックの視点からのユニークなアイルランド史

Francis Plowden 著

6月近刊

アイルランド史 全5巻

本体セット価¥92,000 ISBN:4-931444-58-X

■ The History of Ireland, from the Invasion under Henry II to its Union with Great Britain

*全2巻で分売可 分売価¥44,000 ISBN 4-931444-68-7

■ The History of Ireland, from its Union with Great Britain, in January 1801, to October 1810

*全3巻で分売可 分売価¥56,000 ISBN 4-931444-69-5

アイルランドが生んだ偉大な歴史家レッキーの名著

レッキーのアイルランド 全7巻

本体セット価¥98,000 ISBN:4-931444-53-9 既刊

■ A History of Ireland in the Eighteenth Century

*全5巻での分売価¥82,500 ISBN 4-931444-51-2

■ Leaders of Public Opinion in Ireland

*全2巻での分売価¥32,500 ISBN 4-931444-52-0

発行元: Edition Synapse (日本シノプス) 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-6 【カタログ呈】

Tel: 03 (5296) 9186 Fax: 03 (5296) 0546 http://www.aplink.co.jp/synapse

19世紀のアイルランド

Ireland Observed: Colony to Dominion, 1782-1921

編集&解説: Michael Hurst, St. John's College, Oxford

第1期: 初期紀行文集成 全6巻 既刊

Part 1: Contemporary Observation of Ireland

本体セット価¥115,000 ISBN 4-931444-41-5

●19世紀のアイルランドを旅した英国、ヨーロッパ同時代人の記録

●収録7文献中3点は仏語、ハンガリー語からの初の英訳

●アイルランド文学、歴史研究を始め、ヨーロッパ19世紀研究に大変刺激的な原資料集

第2期: 同時代の書簡・論評集成 全6巻

Part 2: Letters and Commentaries on Ireland

2001年6月刊行予定 近刊

予定本体価¥115,000 ISBN 4-931444-56-3

●19世紀アイルランド社会・生活を生き生きとよみがえらせる同時代の記録集

●原本は古書での入手も困難な未復刻文献

図説世界の監獄史

重松一義 著

B5判 一、二、〇〇〇円

監獄を形態的に一二分野に分類し、古代から現代、未来にいたるまで、世界の監獄を約三五〇点の写真・図版とともに概観したはじめての本格的監獄百科。巻末に世界の犯罪・監獄関連用語集、関連年表を収録。

聖戦の歴史

十字軍遠征から湾岸戦争まで

《叢書ラウルス》

カレン・アームストロング 著

A5判 三、八〇〇円

湾岸戦争がおこったのはなぜか。聖地エルサレムに誕生したユダヤ教・キリスト教・イスラームと、その歴史の相関性を考察した、新しい聖戦史を構築。十字軍以前から、聖戦の歴史的構造が現代社会へ与えた影響までを概観した必読書。

豚の文化誌

ユダヤ人とキリスト教徒

《叢書ラウルス》

宇京頼三 著

A5判 三、八〇〇円

ユダヤ人はなぜ豚をタブーとし、憎悪するのか。キリスト教徒は豚を食しながら、なぜ豚を侮辱の対象とし、なぜ豚肉をタブーとするユダヤ人を豚呼ばわりして軽蔑するのか。一実地調査にもとづき西欧社会の暗部を抉った深層の社会史。

ヒトラー全記録

20645日の軌跡

阿部良男 著 永井清彦 監修

A5判 三、二〇〇円

ヒトラーの全生涯を一日ごとに、三〇〇〇を超える文献の記述をもとに再構成したクロニクル。単なる事項の羅列ではなく、読むことによりヒトラーの生きた二万日と「第三帝国の歴史が一望できるよう構成。初学者からマニアまで必携の便利一冊。

記憶のかたち

コメモレイションの文化史

阿部安成・小関隆 見市雅俊・光永雅明・森村敏己 編

四六判 二、三〇〇円

「国民の正史」構築に向けた記憶の政治のなかで、歴史学は記憶をどう記述するのか。コメモレイションの分析を通してナショナル・ヒストリーのフィクション性を実証した先駆的な論考集。

大陸別世界歴史地図

〔全5巻〕

- 1 ヨーロッパ大陸歴史地図
- 2 南アメリカ大陸歴史地図
- 3 アジア大陸歴史地図
- 4 北アメリカ大陸歴史地図
- 5 アフリカ大陸歴史地図

日本語版監修/増田義郎
世界史を大陸単位に区分し、古代から現代までを、フルカラーの地図と図版、そして簡潔な解説によって記述した世界初の試み。世界史に新たな視点を提供するとともに、歴史学習にも最適な伴侶なる画期的シリーズ。
B5判上製・ケース入
各巻9,500円

西洋中世史事典

ロイン編著/魚住昌良 監修
ローマ帝国崩壊からルネサンスまでの政治、経済、社会、文化の全ての分野を網羅した事典。18000円

新訂版 世界歴代王朝王名総覧

モービー著/堀田郷弘 訳
古今東西七〇〇王朝、六〇〇〇余の君主を網羅、系譜も一目瞭然。旧版を大幅増補した決定版。15000円

図説 マヤ・アステカ神話宗教事典

ミラー&タウベ著/増田義郎 監修
新大陸で独自の発展をとげた謎多きメソアメリカ文明の全貌を図像で紹介する初めての事典。12000円

歴史を読む

堀越孝一 編著 歴史論集
ヨーロッパ中世文化史的研究に独自の領域を切り拓いた堀越孝一教授と若い仲間たちによる歴史読書の饗宴。A5要型判/定価4800円

図説 プロイセンの歴史

ハフナー著/魚住昌良 監修
ドイツ帝国の中に自らを解消していくプロイセンのすべて。4500円

東洋書林
〒160-0022 東京都新宿区1-27-12
TEL 03(3226)6823
FAX 03(3356)7229
(価格は税別です)



柏書房 〒113-0021 東京都文京区本駒込1-13-14 TEL.03-3947-8251 FAX.03-3947-8255

【価格税別】

恒文社の歴史図書

ビザンツ 帝国史

ビザンツ学の泰斗ゲオルグ・オストロゴ
ルスキー教授の畢生の大作！ 西洋と
東洋のはざま、文明のクロスロードに燦
然と栄えた、千年帝国の歴史
を通過する現在最も権威ある
ビザンツ史の専門書。ついに邦
訳なる！

- 本書の特色**
- ① 政治・社会・経済・宗教・文化の各分野を総合的にもれなく記述する
 - ② 独創的なアイデアで帝国の全体像を明らかにする
 - ③ 明快な表現と説得力に富む記述
 - ④ 深く精密精緻な資料分析
 - ⑤ 該博な史資料の知識を余すところなく披瀝
 - ⑥ 研究者には詳細多岐にわたる註、学生や歴史愛好家には通読できる本文と、多様な使い方が出来る



ゲオルグ・オストロゴルスキー 著
和田 廣 訳 (筑波大学教授)
A5判上製/872頁
定価16,000円+税/好評発売中!

ヒラントル修道院

ヴォイスラフ・ジュリッチ 著/田中一生、鎌木道綱 共訳
19,417円+税/B4変型上製カバー装/総220頁/カラー写真150点

ビザンツ文化の宝庫、聖山アトスに点在する20を数える修道院のひとつであるヒラントル修道院に残された見事な建築、壁画、彫刻、イコン群を詳細な歴史とともに紹介する豪華写真集。

バルカン史

C&B・ジェラヴィチ 著/木戸 翁 監修/野原美代子 訳
A5判箱入267頁/4,369円+税

[ケンブリッジ版]
ユーゴスラヴィア史 <増補版>
ステイーブン・クリソルド 編著/田中一生、柴 宜弘、高田敏明 訳/A5判箱入416頁/5,825円+税

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ史

多民族国家の試練
R・ドーニャ、J・ファイン 共著/佐原徹哉、柳田美映子、山崎信一 共訳/四六判上製336頁/2,427円+税

ハプスブルク帝国史入門

ハンス・コーン 著/稲野 強、小沢弘明、柴 宜弘、南塚信吾 共訳/四六判上製332頁/2,039円+税

ハンガリー史 [I・II] <増補版>
パムレーニ・エルビン 編/田代文雄、鹿島正裕 訳
A5判2分冊揃箱入864頁/8,252円+税

ポーランド史

[I・II]
ステファン・キューニェヴィチ 編/加藤一夫、水島孝生 訳
A5判2分冊揃箱入910頁/9,000円+税

ヨーロッパ15世紀刊本集録：インキュナブラ

Incunabula: The Printing Revolution in Europe, 1455-1500.

Based on the Incunabula Short Title Catalogue (ISTC) at The British Library.

マイクロフィッシュ 既刊 36 ユニット (2000年3月現在)
1 ユニット マイクロフィッシュ 約 450 枚
セット ¥42,216,400
1 ユニット ¥1,172,600

大英図書館ロッテ・ヘリンガ博士の編纂による世界各国の図書館に所蔵されているインキュナブラ〔初期印刷本〕のマイクロフィッシュ版。グーテンベルクに始まる技術革命がもたらした約半世紀のヨーロッパ文化の変化を極めて貴重な原本でたどる。
各ユニットはテーマ別に編集され、分売可能です。お問い合わせ下さい。G.C.: 194 (0111) (総販売代理店: 雄松堂)

二七〇年「14-18世紀ヨーロッパ著名著述家と文献」復刻版

Nicéon, Jean-Perre

Mémoires pour servir à l'histoire des hommes illustres.

Paris, 1729-1745. 43 vols. (bound in 44). 18,700 pp. (Reprinted by Gregg, 1968-69).
¥1,330,000

14世紀から18世紀までのヨーロッパの著名な著述家1,700余名の伝記と書誌を収録した、他の文献では得られない貴重な資料。第1巻から第39巻までは二七〇年が、第40巻から43巻までは3人の共著者 (Oudin / Michault / Goujet) が起草を担当している。各巻毎に収録した著述家の没年順一覧と著作の分野別索引が、第43巻には著述家の総索引が掲載されている。
G.C.: 8924 (0240) (総販売代理店: 雄松堂)

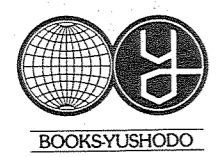
世界史研究叢書

Contributions to the Study of World History. (CSWH).

Greenwood Press. Westport, CT., 1986-2000. ISSN: 0885-9159

供給可能タイトル 全 58 点 ¥522,600
年平均 4-5 冊刊行予定。 継続概算費用 約 ¥50,000

コロンブスとポルトガル、英国国教会の成立、フランス革命、ヒトラーとナチス、ソビエトにおける民族粛清、韓国における反日感情、マオリ族研究、チェンバレンと英国軍軍備、エジプトにおけるグラッドストーン帝国主義、アメリカ・イスラエル外交史など、世界史・現代史に関する最新研究を刊行。
☆本シリーズは今後も継続出版されます。刊行され次第、自動的にお届けする継続予約をお勧めいたします。
☆全点の明細リストがございます。ご請求ください。
G.C.: 9478 (0220) (総販売代理店: 雄松堂)



株式会社 雄松堂書店

本社/〒160-0008 東京都新宿区三栄町29 HomePage: http://www.yushodo.co.jp
TEL: 03-3357-1411 (代) FAX: 03-3356-8730 E-mail: sales@yushodo.co.jp
関西支店/〒604-0033 京都市中京区御池通西洞院東入ル イトーピア上田御池ビル
TEL: 075-222-0165 (代) FAX: 075-256-2032 E-mail: kb@yushodo.co.jp

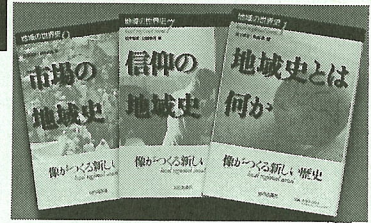
恒文社 受注センター ▶ ☎ 0257-80-1231 FAX 0257-80-1232 (宅配可:送料は冊数にかかわらず380円)
〈本社〉東京都千代田区三崎町3-10-10 ホームページ http://www.ko-bun-sha.co.jp

地域の世界史 全12巻 完結

地域で読む新しい世界史像 !!

国民国家の枠組がゆらぎつつある今日、歴史のなかで変容する地域のあり方をさまざまな視点からとらえることにより、地域概念そのものを再検討する。

四六判 平均430頁 各本体3,238円



| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|------------|
| 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 地域への展望 | 支配の地域史 | 人と人の地域史 | 市場の地域史 | 生活の地域史 | 信仰の地域史 | ときの地域史 | 移動の地域史 | 生態の地域史 | 地域の成り立ち | 地域のイメージ | 地域史とは何か |
| 木村靖二・長沢栄治 編 | 濱下武志・川北稔 編 | 木村靖二・上田信 編 | 佐藤次高・岸本美緒 編 | 川田順造・石毛直道 編 | 松本宣郎・山田勝芳 編 | 佐藤次高・福井憲彦 編 | 松本宣郎・山田勝芳 編 | 川田順造・大貫良夫 編 | 辛島昇・高山博 編 | 辛島昇・高山博 編 | 濱下武志・辛島昇 編 |

新版世界各国史 全28巻

最新の研究成果に基づいて、第一線の研究者が執筆したスタンダードな通史。一般読者から研究者まで、幅広い読者のニーズに対応する。

四六判 平均500頁 本体3,300~3,700円



全巻構成

| | | |
|----------------|----------------------|--------|
| 1 日本史 | 15 イタリア史 | |
| *2 朝鮮史 | *16 スペイン・ポルトガル史 | |
| *3 中国史 | 17 ギリシア史 | |
| *4 中央ユーラシア史 | *18 バルカン史 | |
| *5 東南アジア史 I | *19 ドナウ・ヨーロッパ史 | |
| *6 東南アジア史 II | *20 ポーランド・ウクライナ・バルト史 | |
| 7 南アジア史 | *21 北歐史 | |
| 8 西アジア史 I | 22 ロシア史 | |
| 9 西アジア史 II | *23 カナダ史 | |
| 10 アフリカ史 | *24 アメリカ史 | |
| *11 イギリス史 | *25 ラテン・アメリカ史 I | |
| 12 フランス史 | *26 ラテン・アメリカ史 II | |
| 13 ドイツ史 | *27 オセアニア史 | |
| *14 スイス・ベネルクス史 | 28 世界各国便覧 | *は既刊です |

西洋世界の歴史

近藤和彦 編 近代化の模範とされてきた従来の西洋史像を問い直し、世界的視野から西洋文明の全体像を示す。本体3,200円

周縁からのまなざし

【もうひとつのイギリス近代】

川北稔／指昭博 編 本体2,800円

山川出版社

101-0047 東京都千代田区内神田1丁目13-13
電話 03-3293-8131 <http://www.yamakawa.co.jp/>